

一九二〇年以前の労働統計について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 橋本, 哲哉 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17521

一九二〇年以前の労働統計について

橋 本 哲 哉

(一)

一九二〇年は日本ではじめて国勢調査が実施された年である。それが日本の人口・社会統計および統計学の進展のうえで画期的な出来事であったことは言うまでもない。国勢調査は「社会に関する『基本資料』を生産する方法として、極めて重要であるから、先進国においては概ね前世紀から既に大規模に之を施行し来つてゐたが、我國においても先覚者の間にはその必要を唱道するもの多⁽¹⁾」かつたのも当然であった。筆者の知るところでは、一八九六年に河合利安が「国勢調査の急務」(統計集誌)一八四号)と主張したことが、これに関するもっとも古い「唱道」であるようである。こうした動きをうけて一九〇三年十二月一日、国勢調査に関する法律が發布された。この第二条には「国勢調査ノ範圍、方法……其ノ他必要ノ事項ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム」とあり、さらに第三条には「第一回国勢調査ヲ行フベキ時期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」とあり、ただちに実施の体制はとられなかつた。その背後には調査が全国的な一大事業であり、また日露戦争、第一次大戦があいつぐという事情があつたからである。具体的には一九一〇年、国勢調査準備会が組織され、国勢調査の範圍などが決議されて以降その準備がすすめられていった。そして一九一八年五月に国勢調査評議会が設置されて、二年後の国勢調査にのぞむこととなつたのである。法律制定後からここにいたるまでの一五年間にわたる空白は、この時期が日本資本主義の確立し独占段階への移行という重要な時期であつたために、研究の面から考えてもきわめて残念な事態であつた。

国勢調査が基本資料であったために、統計研究者の様々な期待がそれに集まった。当時すでに高野岩三郎は代表的な統計学者であったが、彼は「国勢調査問題もいよいよ時機到来」、「広く我社会全体の為め、我學術一般の為め歡喜に堪へぬもの」とそれをおおいに歓迎している。つづいて「国勢調査の効益」として次の四点を掲げているのです。し耳をかたむけておくことにしよう。「先づ第一の効益は現在の我人口統計を是正し、補充して、我社会状態並に經濟組織の現況を判明ならしむるの利益で」あるとしている。とくに「本邦現時の社会的分業組織の状態は吾々の未だ知らざる所」で、「鉦夫或は工場職工或は鉄道従業員と云ふが如き、個々の労働者に関する統計」、「農工商業の事業主の數、役員使用人事務員の數」、「農工商等の生産業を本業とするものとの關係如何」、「男女別年令別による職業状態」、また「田舎から都會へ、小都會から大都會へと、所謂国内移住の盛んに行はるる現代に在つて、如何なる職業の如何なる地位の如何なる種類の人口が、何れの地方より如何なる職業如何なる地位を遂ふて、何れの地方へ向て転々移動するか」などを明らかにできることを重視している。「第二の重大なる効益は他種の統計の利用上に与ふるの利益」で、「現存の所謂人口靜態統計が精確ならざる」点などを補充することを期待している。さらに「第三の効益は國民を統計的大調査に慣熟せしむるといふ教育的価値」、「第四の効益として軍事上の利益……即ち一朝事あり、所謂工場動員を行ふが如き際に方り……有力の參考資料」となることをあげている。とくに第一の効益として高野が具体的に指摘していることを逆説的に考へるならば、このような方面の体系的な資料が一九二〇年以前には欠除していたわけである。

この点について高野岩三郎は別のところで、もうすこし専門的にあるいは自己の主張をふまえて次のようにのべている。それは同じく第一回国勢調査を前にした時期の「労働統計と国勢調査」と題する講演の中にあらわれている。まず高野は「労働統計を通じて労働問題を研究したい」とし、そのためには「此の調査に当る者並に其の調査の目的物となつて調査さるる方の方面——各方面に於て正確なる事實を獲るといふ目的の為に共助という事が必要なのである」

とのべている。そして「私の考えでは労働統計は所謂労働問題解決の為に存在して居るのであります……私は労働問題の解決の方法は我国に於ても又欧羅巴に於ても労働組合といふものを中心にしてやらなければならぬという年来の主義で」あると労働統計の利用目的をも明確にしている。さらに近時はじまる国勢調査は労働統計の基本的なものであるとしその協力を訴えている。とくに調査事項中に職業があり、「職業の事柄は労働者問題といふ事に非常に關係を持って居る」とし、その調査の意義についてふれている。「国民の職業別及び其の職業内に於て如何なる地位を持って従業して居るか、即ち事業主的の地位か、或は使用人役員の地位に於て在るか、若くは普通の労働者の地位に於て在るか、専門家の言葉では『職業内に於ける地位』といふ言葉を以て言現はして居りますが、此の職業内の地位といふことも職業別の中に入れて調べる事になって居る」、「でありますから、國家の側からでも、雇主の側からでも、或は労働者の側からでも、兎に角此の労働問題を解決して行かうといふ上に於て、第一に最も重要な材料が国勢調査の結果として挙って来るといふ事になる」。以上は国勢調査の重要性に関する説得力のある発言である。

このような国勢調査あるいはそこにおける労働統計の意義を筆者が専門とする日本経済史研究の側からみるとすると、次のような問題があるように思う。戦前日本資本主義の確立期の研究水準はその確立の主指標を「(1)『中間的利害の基本的消滅』、(2)全般的過剰生産恐慌の本格的発生、(3)資本対労働の敵対關係の本格的成立」プロレタリアートの成立」の三つにもとめ、確立の終了時期を日露戦争終了直後に置くことをあきらかにしている。とするとすくなくとも労働統計などを材料として、資本金家、労働者数、その産業別構成といった基本的数量の確認が当然必要となってくる。ところがかんじんの日露戦後期にはこうした労働統計の類の全国的な精密なる資料は皆無なのである。一九二〇年の国勢調査結果から推計するというもどかしさのみがある。

しかしながら立派な労働統計がないからといって日本資本主義確立期の資本・賃労働の数的關係、あるいは階級構成、また労働実態に関する研究を放棄してしまふわけにはいかない。部分的ではあってもかなり貴重な資料も現存し

ている。そこで日本資本主義確立期の研究の厚みをすこしでも増し、高野のいう労働問題の所在を若干でも探る意味で、一九二〇年以前の労働統計類についてその資料の整理を試みることにしよう。

(二)

まず官庁・地方団体の統計資料の内容について若干検討することからはじめる。

『日本帝國統計年鑑』は第一回が一八八二年に刊行され、一八八〇年頃から各年次の資料をみることができ。しかし労働統計に属する部分はきわめてすくない。官庁統計のなかで基本的な位置をしめるものは農商務省の「工場統計表」、農商務統計表、「本邦鉱業ノ趨勢」である。これらについては別に詳細な検討がおこなわれているので、ここでは簡単な紹介にとどめる。とくに参考となるのは「工場統計表」と「本邦鉱業の趨勢」であるが、前者は一九〇九年以降の調査結果に関して整備されてはいるもの一九二〇年迄五年毎しか刊行されていない。また男女別労働者数、平均労働時間、平均賃金といった調査項目に限定されている。しかし府県別のデータは貴重なものである。後者は鉱業のみを対象としているが、一九〇五年以降毎年次に刊行されている点特徴的である。調査項目は「工場統計表」の項目に鉱夫の死傷・扶助統計が付加されている。そのほか府県別の資料という点では各府県が発行している「府県統計書」類がある。これは明治初年より全府県でまとめた諸統計を収めているが、もちろんそのすべてを手元に置いて検討したわけではないけれども府県間に統計項目に差異がある。一方、明治初年以降同一の府県でも項目に移動が見える。そこで石川県の例だけを簡単にではあるが紹介することにしよう。

『石川県統計書』としては一八八三年以降毎年刊行されているが、その記載内容、体裁などにはかなり大きな違いがある。それをおおざっぱに区分けすると、一八九七年迄、一九〇六年迄、一九〇七年以降と三つにわけることができる。したがってそれぞれの統計のとり方がことなっているのであるが、全体的に見た場合必ずしも後の

統計ほど内容が詳細になつてゐるといふわけではない。一八九七年迄は工業・工場に関する統計はごくわずかの頁数しか書いていないが、工場数もすくなかつたためか各工場毎に創業年次、職工数、使用動力の種類などの記載がある。以後は工場名称は統計書から消失してしまふので貴重である。その他郡市別に農作、養蚕、製茶など代表的業種の平均賃金表がある程度である。一八九八年〜一九〇六年迄の統計書では工業の部の比重が増加し（例えば一九〇五年は全体の一割の頁数）、各工業業種別の職工数、戸数、その他生産額といった基本的資料はほぼ出揃う。また別に会社工場の部が独立し、そこにおける職工数、賃金、労働時間についてはほぼ全体的に把握できるようになる。一九〇七年以降は労働統計に関してはより詳細な統計が追加されている。例えば出入人口、業種別戸数が記載され、人口（労働力）移動の状態や業種別人口構成が判明する。また主要鉱山別の経営・労働状況も統計となつてまとめられている。労働統計を府県別に観察しようとする際に『府県統計書』類は不可欠の資料であることはまちがいないが、しかしその内容から考えて前記の全国的資料の補助的材料にとどまるようである。

さてひとくちに労働統計ということを書いてきたが、それはどのような内容をもっているのだろうか。前出の高野岩三郎の表現では、男女別年令別労働者数、本業と副業、労働力の移動、職業内の地位といったものがまず考えられる。別の論文で、高野は労働統計の内容を労働者人口に関する統計、労働市場に関する統計、労働条件（賃金、労働時間、休憩、休日その他）に関する統計、同盟罷工及同盟解雇に関する統計、労働保険に関する統計、特に女子少年及家内工業の労働者に関する統計、労働者の衣食住その他の生活状態に関する統計、労働者の組合に関する統計の八つの分野に分類している。⁽¹⁵⁾

これらのものを参考にしながら、一九二〇年以前の資料の状況や筆者の関心から、やや視野をひろげる部分も含めて労働統計を次の五つの内容に整理してみることにしたいと思う。(1)は基本的な労働者の数的統計で、その男女別、年令別、府県別、業種別、工場規模別などの統計が含まれる。(2)は労働条件あるいは労働実態をしめす資料で、賃金

・退職金、労働時間・休業時間、就業日数、災害・扶助統計、共済組織や労働者の健康状態といったものがある。(3)は労働者の生活実態で生計費、居住条件、あるいは余暇生活に関する統計などが考えられる。(4)は労働者の移動などに關する資料で移動数、動続年数、失業者数、雇入・募集、労働者の前職・出身地・就職経路調査、また出稼ぎ・副業調査などである。(5)は労働組合、組織率、労働争議に関する統計である。労働統計は以上の五つに分類することができると思うが、従来はその中で(1)(2)を重視し、(2)の矛盾の表現として(5)をとりあげるといふ理解の傾向があつた。本稿では(3)と(4)の労働統計の意義をやや力点を置いてとりあげたいのでそれらは次節にあらためて述べることにしよう。もちろん、(1)(2)あるいは(5)の内容を軽視するというわけでは決してない。(1)(2)の統計については、一九二〇年以前は前述した官庁、地方団体によるより他に有力な資料はないようである。ただいくつか例外的にその他の資料を散見するので、それをまず提示しておくことにしよう。¹³⁾

(1)の業種別統計に該当するものなかからひとつ、「全国製糸工場調査表」をとりあげておこう。第一次(一八九五年)、第二次(一八九八年)、第三次(一九〇二年)、第四次(一九〇六年)、第五次(一九〇九年)、第六次(一九一三年)、第七次(一九一六年)、第八次(一九一九年)と一九二〇年以前には三、四年毎に八冊を数えるものである。¹⁴⁾これは「工場統計表」の補足的資料であるが、各府県別に調査表の順番にしたがって、各工場毎に工女数、経営規模、営業日数、生産額などが記載されている。したがって工場規模別に労働統計を作り直すことができるわけで、調査開始時期が古いこと、調査項目の移動がすくないことなどあいまって利用価値があると考ええる。

(2)の労働実態に関する統計・資料としては次の二つに注目したい。第一は鉾山労働者に特定されるが、その労働実態をしめすもので「鉾夫待遇事例」(一九〇八年刊、以下「事例」と略)、「鉾夫調査概要」(一九一三年刊、以下「概要」と略)がそれにあたる。いずれも農商務省鉾山局の資料で、「事例」は一九〇五年、「概要」は一九一一年の調査結果をまとめたものである。両資料の目次を比較すると若干の入れかえなどがあるが、ほとんど共通している。その

おもなものを掲げると、鉦夫の員数、移動および動続、労働時間、賃金、居住の状態、日用品の供給、出役奨励、貯金、娯楽慰安の施設、教育制度、救恤・扶助、診察制度と鉦夫の健康状態といったものである。これを見ればわかるように、この時期のもっともすすんだ労働統計資料と呼んでさしつかえないものである。またそれぞれの統計が鉦山別に整理されている。当時、すでに労働統計の基本的な枠組みに關しての認識が調査する側にはできあがっていたとみることができるが、残念ながら他業種に關する同じような全国的規模の資料がない。逆にいえば何故鉦山労働にのみ労働統計がとられたのか、という問題もでてくる。それについてここではごく常識的に鉦山労働の労働条件のきわめて劣悪であった証明として理解し、一方工場法施行のおくれの問題とも関係づけておくことにしよう。

鉦山業以外の資料として、つぎに「職工事情」（農商務省商工局、一九〇三年刊）をとりあげる。この「職工事情」の成立の背景には工場法をめぐる官僚とブルジョアジーの動向がある。一八九八年、農商務省が第三回の農商工高等會議に工場法案を提出したところ、ブルジョアジーの尚早論などの反対にあつた。そこで妥協として職工の労働実態（それが工場法の必要性があるか否かの）を調査することになって、「職工事情」が成立したのである。こうした資料の作成経過や調査に横山源之助などの有能な調査マンを配したこともあいまって、資料的価値は高い。

「職工事情」は大きくみると三部構成、すなわち綿糸紡績・生糸、織物の纖維関係の職工事情、鉄工・硝子・セメント・燐寸・煙草・印刷・製綿・組物・電球・燐寸軸木・刷子・花筵・麦稈真田職工事情、それに附録の各部分である。附録は別にして二つの職工事情をくらべると、後者より前者は資料が多く、後者は抽出調査結果である。調査項目は綿糸紡績職工事情が最もこまかく、職工の種類、労働時間、徹夜業、雇傭、賃金・貯金、賞罰・監督、衛生、疾病負傷の救済、教育、住居、風紀の十一項目となっている。以下の職工事情の主要項目はほぼ共通している。労働統計の項目としては前出の「事例」「概要」に劣らないが、資料の量は圧倒的に「職工事情」がすくない。これはそれぞれの業種の全国的な労働統計ではなく、あくまでもこの時期のひとつの傾向としてうけとめるべき資料であらう。し

第1表 1920年以前の家計調査一覽

調 査 名	実施年月	期 間	調査方式
東京に於ける二十職工家計調査	1916年 5月	1カ月	家計簿式
福岡県工場課の職工家計調査	1917年 8月	1カ年	?
月島労働者家計調査(略称「月島調査」)	1919年 1月	〃	家計簿式
東京および付近小学校教員家計調査	1919年 1月	〃	〃
大阪市の生計調査	1919年 6月	〃	〃
東京府工務課の職工生計状態に関する調査	〃	1カ月	〃
京都市小学校教員生計調査	1919年11月	〃	質問票式

出典) 権田保之助「本邦家計調査」(高野岩三郎編『本邦社会統計論』改造社版経済学全集)より作成。

かし他に類似の全国的な資料がないのであるから、その意味で「職工事情」の資料価値の高さは言うまでもないことである。

(三)

高野岩三郎は「統計トハ何ゾヤ」と問い、次のようなことを述べている。「統計ハ数字デアルト申シタガ、更ニ尚ホ少シク精シク言ヘバ統計ハ数字デアルガ、観察ノ結果ノ数字デアル、観察ノ結果トシテ出来タ数字デナケレバ統計デナイ」⁽¹⁹⁾。このような立場に立っていたため、高野は、農商務省関係の諸調査に対して「特別手製の作物であるとして誇るに足るものが殆ど無い」⁽¹⁹⁾と厳しく評価したのであった。

統計は観察の結果の数字でなければならぬ、とした高野がみずから実践した最初の統計調査は「東京ニ於ケル二十職工家計調査」(一九一六年五月、以下「二十職工調査」と略)であったといわれている。これは後に権田保之助から「我国に於ける近代的家計調査の嚆矢」で、「徹底せる学的態度を透徹せしめ、爾後続々として行はれたる家計調査に対し厳乎として其の範を垂れ」⁽²⁰⁾たものであると評価されている。権田は高野の直弟子であり、調査協力者でもあったのでややオーバーな表現ではあるが、以下一九二〇年迄の家計調査を一覽表にすると上のようなものとなる。

(3)の労働者の生活実態に関する調査資料の中心的なものは、これらの家計

調査である。この中から「二十職工調査」と「月島調査」のふたつをとりあげ、簡単に解説しておくことにしよう。

「二十職工調査」が諸家計調査の中で重要な位置をしめているのはその方法が後の調査のモデルとなったからである。其ノ一ハ調査ノ大量的トナレルコト、「其ノ二ハ調査期間ノ著シク長期トナレルコト」、「其ノ三ハ家計簿式調査法ヲ採用スルコト」の三つを調査方法として掲げていることからそれは推察できる。その内容を見ると、調査区域は東京とし、「大工、左官ト云フガ如キ旧来ノ職工ト機械工、電気職工ト云フガ如キ新式ノ職工トヲ交ヘテ」⁽²²⁾調査対象としている。また世帯の構成状態については、「少キニ失セズ又多キニ流レズ、且家族以外ニ異分子ヲ交ヘズシテ單純ナル家計」⁽²³⁾を選別している。調査事項は姓名、続柄、体性、年令、配偶関係、職業で、家計簿に毎日、収支を明細に記入させるといふ調査方式をとった。したがってこうした複雑な調査を引受ける有志者を集めるのに苦勞し、友愛会にあつせんを依頼するところとなった。これらはいずれも従来の家計調査にはみられない新方法で「本調査を以て我が國に於ける紀元」⁽²⁴⁾という評価は妥当であろう。しかしこの調査結果だけではあまり多くの結論は導き出しにくい。例えば内務省の「細民調査統計表」(一九一〇—一九二一年)との比較、後の「月島調査」との比較検討をするうえで重要な資料たりうるのである。

その意味では「月島調査」⁽²⁵⁾は同じく高野の指導によって調査されたものであるが、内容的にはさらに前進したものとなっている。

月島調査は一九一八年一月にその準備が開始され、翌一月より一カ年間に実態調査がおこなわれた。そしてその結果をまとめた報告書は、一九二一年五月に内務省衛生局より出版された。調査は高野が指導し、実際の調査担当と執筆は権田保之助、山名義鶴、星野鉄男の三名があたった。調査結果についてはその項目をみるより調査報告の目次をみる方がわかりやすいので、その主要なものをまとめてみよう。第一編総説、第二編月島と其の労働者生活、この各章は月島の地理・沿革、社会状態、人口、出生・死亡、結婚・離婚、工場と労働者、労働者の家族形態、家計、職

業と出生・死亡、職業と結婚・離婚、娯楽、児女の生活、教育状況、第三編月島に於ける労働者の衛生状態、各章は死亡原因、一般衛生、小学生の身体検査、労働者の身体検査、栄養状況、住居、第四編月島の労働事情、各章は月島の工場及職場、機械工場・製缶工場・町工場の労働、労働の移動となっている。

「月島調査」は労働調査・統計の観点からみた場合、おそらく当時としてはほぼ完璧な調査であったということができよう。これは単なる家計調査の類ではないことは明らかで、筆者の整理した労働統計の内容で言う(1)、(2)、(3)を中心に(4)を含んだものである。ここではその内容の中に労働者の娯楽といった余暇にかかわるもの、子供の生活・教育といった労働力の再生産にあたるものをも含んでいることに注目しておきたい。労働調査の中でその余暇時間、娯楽といった面まで本格的に視野が及びはじめたのはこの「月島調査」以降のことである。「二十職工調査」ではこの点を「職工ノ所得ノ大部分ガ生活ノ必存ニ投セラレテ享楽者修ヲ顧ミルノ余裕ニ頗ル欠如スルノ状」と簡単に片付けてしまっていた。この調査と報告を担当した権田保之助はやがて民衆娯楽問題を一九一〇年代末からの大きな研究テーマとして研究しつづけていくところとなった。また労働調査の重要項目と位置づけられて、大阪市社会部調査の「余暇生活の研究」として結実した。以上の余暇、娯楽問題の歴史的意義についてはすでに述べているので、ここでは割愛する。

「月島調査」が成立した背景には第一次大戦後、労働問題が社会問題化し、その解決がひろくもめられるという事情があった。そこに高野なりの労働調査・統計にたいする問題意識が発揮される余地が生じたわけである。この「月島調査」に高野は満足していなかったし、また実態の究明にとどまって、「労働者の消費生活上の要求の抽出はおこなわれていない」、「目的と方法と結果との分裂」というような批判はたしかに成立するだろう。しかしここでは労働調査・統計の見本となったこと、「都市の地域社会調査の先駆となったこと」を重視しておくことにしよう。

最後に(4)の労働力の移動に関する資料について述べることにする。(5)の労働運動の問題についてはすでに詳述して

いるので、ここではとりあげない。³³⁾

労働力の移動に関して、労働統計の位置づけとしては高野岩三郎は「労働市場に関する統計」に分類している。その中には職業紹介所に於ける職業紹介の調査と、労働市場の景況との関係で失業者の調査の二点を中心として考へている。しかし「以上の二が重なるものであるが、此の外に尚ほ労働者の来住往住の調査の如きも又労働市場統計の出処たりうるけれど」も、「精密に之を調査し難き状態」であるとし、高野は労働力移動の資料の欠除を嘆いている。そこで前述したようにこの点での国勢調査への期待となつたと思われる。

高野の言うような精密なる調査がないとしても、労働力移動の労働統計における重要性にはわかりがなく、それについて多少なりとも論じておく必要がある。

労働力の移動の研究は「労働移動は色々な意味に於いて、一国の労働生産力の増大に支障」³⁵⁾をきたす。したがって移動防止のためになぜ移動するのか、というテーマとしてひとつは成り立ちうる。それよりここでは労働者はどこから移動してきたのかあるいは労働者の出自、前職、また出稼労働か否かという方面からの労働力移動の問題を考へるべきである。それは賃労働の質を具体的に判定する意味でも不可欠なテーマである。³⁶⁾以上の観点で考へるならば、当面労働者の出身地、前職、出稼労働の実態、労働力の移動経路などが検討されるべき項目としてあがってくる。たしかにこの点の資料・統計はきわめてすくないが、そのなかからみるべきものを次の三点だけとり出してみよう。

もっとも興味深い資料としては一九二〇年の国勢調査直前の調査結果であるが、大阪府社会部「雇傭関係成立前前の事情」(「労働調査報告」第九輯)をとりあげる必要がある。³⁷⁾そこには大阪在住の労働者七五六名の出身地(そこでの世帯員、家業、財産)、出郷理由、前職、大阪への来住経過(転居回数)、就職の経路と非常に詳細な調査結果の分析と原統計資料が掲載されている。なお出身地に関しては旧調査結果(年次が記載されていないが、前年か同年のもの、ただしこちらの調査数は八三、四八六名と大規模である)が付されている。大阪市内という特定地域の調査ではあ

るが、国勢調査からも判明しない点まで明らかにできる、たいへん貴重な資料である。なかでも出身地からどのような場所と職業を経て、大阪の労働者として落着いたかの分析は読みごたえがある。この資料から機械工場の専門職工の場合は出身地内やそれ以外の場所に転住しつつ、そこで腕をみがき技術を修得して大都市に來住していること、それ以外の職工は出身地から直接に大都市に來住しているが、その後転職しているものが多いこと、大都市の職工の前職は職工かそれに近い職種が圧倒的で、都市雑業者がそのまま職工となる例はきわめてすくないこと、などのことがわかる。これが大阪だけのことかこの時期の特色か否かなど今後の検討にまつところはきわめて多い。

この時期の労働者の前職を知るうえで、農商務省「時局ノ工場及職工ニ及ホシタル影響」がある。これは第一次大戦直後に就業した労働者に関するものではあるが、全国的に調査した結果であるので、前資料と比較する材料ともなる。その内容を紹介する意味で、主要な個所を次の第二表として整理してみた。

第2表 第一次大戦後就業の労働者の前職

	築鐵工場		機械器具工場		化学工場		飲食物工場		雜工場		特別工場		總計	
	職工数	%	職工数	%	職工数	%	職工数	%	職工数	%	職工数	%	職工数	%
農	100,234	48.2	28,448	23.9	22,342	40.0	7,401	48.4	13,772	31.9	3,737	42.0	175,934	39.1
林	370	0.2	1,086	0.9	429	0.8	30	0.2	147	0.3	616	6.9	2,678	0.6
商	6,986	3.4	5,637	4.7	3,715	6.7	755	4.9	3,007	7.0	719	8.1	20,819	4.6
漁	2,802	1.4	1,911	1.6	986	1.8	605	4.0	593	1.4	308	3.5	7,205	1.6
同種他工場	61,332	29.5	44,024	37.0	11,980	21.5	2,292	15.0	14,410	33.3	1,054	11.8	135,092	30.0
他種工場	6,463	3.1	13,219	11.1	3,808	6.8	728	4.8	2,311	5.4	793	8.9	27,322	6.1
その他	29,754	14.3	24,573	20.7	12,573	22.5	3,491	22.8	8,987	20.8	1,681	18.9	81,059	18.0
合 計	207,941	(46.2)	118,898	(26.4)	55,833	(12.4)	15,302	(3.4)	43,227	(9.6)	8,908	(2.0)	450,109	

出典) 「時局ノ工場及職工ニ及ホシタル影響」(農商務省商工局, 1919年刊) より作成。
 注) () は總計との対比。

くわしくは第二表を見ていただくしかないが、第一次大戦後に工場労働者となった者のうち四割は農民であり、しかもそのうちの六割弱の一〇万は衣料部門に従事したこと、機械工業では農民出身はすくなく、同業種職工の転職が多いことなどをとりあえず指摘しておくことにしよう。労働者の前職についての全国的な資料は、おそらくこれをおいて他にはないと思われるので、より詳細な検討が必要である。最後に補足的になるが、出稼労働の資料をひとつ紹介しておく。それは農商務省「副業的季節移動労力ニ関スル調査」(一九一七年から三ヶ年間の調査結果)である。これは「可成副業的ニシテ而モ季節的ノ移動労力ノミヲ掲クルコトニ力メタルモ、製糸出稼、紡績出稼等」の「此ノ趣旨ニ副ハサル」通年的なものも加えられており、結局出稼き労働の「概況ヲ知ルノ資料」となっている。その資料によると出稼きの中で、やは農業者が全体の約七割と圧倒的に多く、一九一七年では一四万人となっている。そのうち三分の二弱は工業部門、とくに製糸・紡績などの衣料部分に出稼きしているが、一方ではほとんど全部の業種といってよいほど多業種へ出稼きとして出郷していることもわかる。この資料は他との比較、例えば前資料(第二表)とくらべて意味をもつてくるように思われる。

以上のように一九二〇年以前の労働統計はそれぞれ一長一短はあるけれども、それだけに個性的な資料としてある程度の量も確認することができたと思う。また本稿ではそうした作業と関連させて、労働統計の内容の整理もそれなりにおこなうことができた。もちろん一九二〇年以降のものと比較するとそれらは質的にも量的にも不十分なものであろう。しかし今後もこうした断片的な資料しか期待できない以上、それらなるべく多く求め、それぞれ労働統計として適正な位置づけをしたうえで、この時期の賃労働の性格をより一層明確にするという作業をしていく必要がある。本稿がそのためのささやかな一助となれば幸いである。

註

- (1) 有沢広巳「本邦人口統計論」(高野岩三郎編『本邦社会統計論』改造社版経済学全集、第五二巻所収、一九三三年)六〇一頁。
- (2) 高野岩三郎「国勢調査の意義を論じて国民の注意を促がす」(『中央公論』一九一八年三月号、所収)二頁。
- (3) 同前、九頁。
- (4) 同前、一一頁。
- (5) 同前、一二頁。
- (6) 同前、一三頁。
- (7) 同前、一四頁。
- (8) 高野岩三郎「労働統計と国勢調査」(『救済研究』第八巻第三号、大阪府社会課内救済事業研究会編、一九一九年三月)一九頁。
- (9) 同前、二〇頁。
- (10) (11) 同前、二二頁。
- (12) 同前、二三頁。
- (13) 大石嘉一郎編『日本産業革命の研究』(東京大学出版会、一九七五年)上巻、二三頁。
- (14) 塩沢君夫等編『日本資本主義再生産構造統計』(岩波書店、一九七三年)の第一部利用Ⅱ分析基準を参照のこと。
- (15) (16) 高野岩三郎の労働統計に関する体系的な考え方は、「労働問題と労働統計」(『統計集誌』第四六一号)の論文の中にしめられている。三頁ほどの短い論文であるが、示唆的である。この点をはじめとして、高野の労働統計思想については、氏原正治郎「第一次大戦後の労働調査と『余暇生活の研究』」(復刻版『余暇生活の研究』光生館、生活古典叢書8の解説として所収)を参照すること。なお氏原の注記(『統計集誌』の号数が第四七八号となっている)は誤っているので、正しい号数を提示しておいた。
- (16) それらの資料の一部分は『職工および鉱夫調査』(光生館、生活古典叢書3、一九七〇年)に掲載されている。なおその隅谷三喜男の解説も参照すること。またそれとは別の資料として『日本労働運動史料』(労働運動史料委員会編、一九六三〜六八年)の中の労働者の状態に関する史料(一九二〇年以前は第一〜三巻)も参照。
- (17) 農商務省農務局の編纂したものである。このうち第五次以外の七冊は『明治前期産業発達史資料』別冊63・64(明治文献資料刊行会、一九七〇年)に所収。
- (18) 高野岩三郎『統計学研究』(大倉書店、一九二五年)三二頁。

- (19) 前掲、氏原正治郎解説、二四頁。
 - (20) 榎田保之助「本邦家計調査」(前掲『本邦社会統計論』所収)八〇九頁。
 - (21) 「東京ニ於ケル二十職工家計調査」(『家計調査と生活研究』光生館、生活古典叢書7、一九七一年)九二頁。
 - (22)・(23) 同前、九二頁。
 - (24) 前掲、榎田保之助「本邦家計調査」一〇頁。
 - (25) 津田真澄『日本の都市下層社会』(ミネルヴァ書房、一九七二年)を参照すること。
 - (26) 「月島調査」の全文は『月島調査』(光生館、生活古典叢書6、一九七〇年)に復刻されている。なおその評価については同書
の解説、関谷耕一「高野岩三郎と月島調査」を参照してほしい。
 - (27) 前掲「東京ニ於ケル二十職工家計調査」、一〇〇頁。
 - (28) その大要は『榎田保之助著作集』全四巻(文和書房、一九七四〜五年)におさめられている。
 - (29) 前掲「余暇生活の研究」を参照。なお大阪市社会部の労働調査報告の全要は前掲氏原正治郎解説に紹介がある。またその全報
告は大阪都市協会より現在復刻中である。
 - (30) 拙稿「都市化と民衆運動」(岩波講座『日本歴史』17、近代4、一九七六年)を参照してほしい。
 - (31) 前掲、関谷耕一「高野岩三郎と月島調査」四二頁。
 - (32) 同前、四三頁。
 - (33) 拙稿「日本帝國主義確立過程における労働問題」(『歴史学研究』一九七一年別冊特集)を参考にしてほしい。
 - (34) 藤林敬三「吾国に於ける労働移動の研究」(『三田学会雑誌』第三五巻三号、一九四一年)六六頁。その他、同「労働移動の概
念に就いて」(『三田学会雑誌』第三五巻一一号)もある。
 - (35)・(38) この点に関する理論と実証は、拙稿「日露戦後の都市化と労働力の移動」(『日本史研究』第二〇〇号、日本史研究会、一
九七九年)を見てほしい。
 - (37) 大阪市役所『労働調査報告』(復刻版3、大阪都市協会、一九七六年)所収。
 - (39) 農商務省農務局「副業的季節移動労働力ニ関スル調査」(一九三二年刊)、序。
- (40) 以上については、前掲「日露戦後の都市化と労働力の移動」を参照。

策を共同して拒否していれば、それだけで、戦争政策以外のもっと広い政治的領域での行動性が生まれてくるだろうと言うには、余りにも前提が不十分だった。

1917年1月18日以後、分裂という事態は動かしがたかった。それは何カ月か後には必ずやってくるにちがいがなかった。2月9日に SAG は檄をとばし、「党员諸君。我々にとって決定的な時がとうとうやってきた」¹⁴⁴ と呼びかけた。そこで初めて、すでにいたる所で生じている党の分裂という事実が、言葉の上でもハッキリ表明された。プロイセンの地方議会の補欠選挙にも帝国議会のそれにも、二つの党がそれぞれの候補者を立てた。ブルジョア政党にとっては、この労働運動の内部での争いはまさに有益なものであった。彼らは多数派社会民主党の味方についた。¹⁴⁵

144. *Ebd.*, S. 133 ff. なおこれは次の資料集の中にも復刻されている。*Dokumente und Materialien*…… (注13をみよ), Bd. 1, SS. 549ff.

145. ポツダムでのリベラルとの選挙協力のピラを見よ。(Prager, *Geschichte*…… (注33をみよ), S. 137)

うとしていたのではなかった。彼らが目指していたものは、この輝かしい伝統をもった党を、再度、ラディカルな決議や力強く改革へと向かう実践をそなえた党として、復活させることであった。

厳密には、1914年8月の初めからその公認の党が歩んできた道とは、実践を理論の基準にするというこの党に古くから備わっていた政策を延長してきたもの以外の何物でもなかった。ただ1914年8月4日以後は、以前ならおそらく恥かしそうになされていたような戦前の改良主義的行動が、綱領の中に大胆に持ち込まれてくるといった違いはあった。そして城内平和の厳守という考え方の裏には、「敵は我々の正当性のゆえに必ず滅びる」という考えが潜んでいたものであり、だから、第二インターの国際会議の決定や「ラディカル」なエルフルト綱領に固執するようなものは誰でも、「一人二役」であるとか「分離派の人間」であるとかと、レッテルをはられることになったのだった。

反対派は、先の党委員会の決議が公やかにされた後、声明を出し、次のようなことを言っている。

「反対派と決めつけられた党組織及び黨員諸君に対し今後どのようにしてその権利を守るか、また我々の主張の代表者達に対しどのようにしてその公的生活を保障するか、という問題こそ、今後第一に決定されねばならない問題である。今はもう無駄にできる時間はない！それ故、黨員同志諸君、党組織における我々の権利を守るために、我々はしっかりと手を結び合わねばならない！〔……〕」

党執行部とそのとりまき達は、民族的—社会主義にその主義を変えてしまい、それによって政府と帝国主義的ブルジョア政党の追従者になり下った。我々はここに踏みとどまる。世界平和とプロレタリアートの解放のためのいわば前段階の闘いといえる世界大戦の間、変ることなくここに踏みとどまる。』¹⁴³

新党の建設という問題は脇に置かれてしまった。ただちに、党執行部に反感をいっていた人すべてが、会合することになった。1月の全国会議でのディットマンの結びの言葉から考えても、反対党の基盤はできるだけ大きくあるべきだった。だがこのことは他方で、この新しい集団の政治的立場を規定するものが、アンチ執行部という政策以外にはないということをも意味していた。

かれらのこうした行動の基礎が、単に党執行部の戦争政策によってしか与えられていなかったが故に、この新しい組織が、戦後、非常に困難な危機に出会わねばならなかったということは、避けがたいことであった。執行部の戦争政

143. „Parteigenossen“, in : *Leipziger Volkszeitung*, Jg. 24, Nr. 16(20. Januar 1917), S. 1. なおこれは Prager の前掲書 (S. 130) にも再録されている。

それを非難したが、嘲笑しか返ってこなかった。この党執行部から出された決議案の採決は——両派の力関係を反映して——賛成29・反対10という結果になった。これは昔からの党からの除名であった。その結果、これは必然的に、すべての地方組織における現実的な分裂を意味しなければならなかった。反対派が多数であるような所での新しい党の建設か、それとも反対派が少数であるような所での反対派の除名か、という問題である。この党委員会決議は次のように言っている。

「党規律に敵対しいかなる民主主義をも嘲笑するような分離派の連中の行為は、それにつきものあのいまわしい諸現象とともにこの党の混乱を増大させるという事態を招いた。党の中にそれと異なる組織をつくったり、党の政策に反対してデモンストレーションを用意したり、挙句の果てには、選挙に際して社会民主党の候補者に対して対立候補を立てたりということは、アナルコサンジカリスト的な反対派とそれと結んだ SAG との危険な行動のとどめようもない結果であった。党の中央機関紙 (*Vorwärts*) や他の新聞からボイコットされても、反対派はそれに恐れて反省するということがなかった。

今や労働共同体 (SAG) の指導者達は、反対派の全国会議を召集することによって、かれらの党破壊的な行為を完成させた。党の統一のため党の枠の中でなされたと言われている彼らの行動は、それ故かれらの完全な不誠実さの中で、その仮面をかなぐり捨てた。かれらは党執行部であるかのように振るまい、今年の1月7日に党のメンバーと他の組織のメンバーとをベルリンに呼びよせたのである。[……] これは、我々の党に反対して他の組織をつくるということであり、それ故労働共同体 (SAG) のメンバー及びその支持者達は、今や自分から我々の党と完全に手を切ったのである。このように違った組織をつくりそれに所属することと我々の党のメンバーであるということとは、一致しない。それ故、党に忠実なすべてのメンバーにとっての課題は、この党破壊分子の不誠実な二股脛薬に対して最後の一撃を加え、そして更に、この異端分子の分裂によって必要となった党員の拡大を勝ちとることである。」¹⁴²

こうした情況は（確かに若干の異議はあったが——例えばカウツキー）、既存の社会民主党とは別に、新しい「左派」の労働者党を創ることを不可避にした。しかし事態がここまで進んでいたというのに、「左派」にはまだ迷いがあったことも確かである。そしてまた反対派の多くのものは、戦前の社会民主党の左派の立場に立つことなど、望んでいなかった。SAG の指導者達が新しい党建設のために努力していたことといえば——ここにおいて彼らはスパルタクス・グループと区別されねばならないのだが——、「昔ながらの古い党」を彼らの原理で再建しようとするのであった。決して新しくラディカルな党が生まれよ

142. *Ebd.*, S. 41.

すでに、議会における個人的な行動に対して厳しい処置をもって臨んでいたことを考えるなら、その党執行部がこの会議に対し何の対抗措置もとらずに見すぞすはがない、ということは十分予想されるところであった。反対派たちは執行部のやり方については良く知っていた。この会議の11日後の1917年1月18日党委員会が開かれ、そこでは党におけるこうした情況に如何に対処するかが主要に問題となった。

7. 反対派の追放

この党委員会は、党議長エーベルトによる党の状態への報告をもって始められた。反対派の1月の全国会議も、先に見た如く、その出発点は同じであった。エーベルトは、この——今はすでに決定的になってきた——分裂の責任を反対派と「若干の奇人」¹⁴⁰の側にのみ見、反対派に対し——彼らはその党委員会で徹底的に蹂躪されたのだが——ただ彼らのみが、党と組織の原則を放棄したのだと非難した。そしてそれ以上のことを言う必要はなかった。結論はすでに出ていた。

「労働共同体 (SAG) とスパルタクスのもの達が、党全体の分裂という事態をすでに作り上げてしまった。我々はただ結論を抜き出しさえすればよい。(異議なし!)

私はこれが重大な結果をもつ文書であるということは認めている。しかし他に方法はない。この責任は、戦争勃発以来、狂ったような頑迷さで党破壊を体系的に駆りたててきた SAG にある。我々は党の統一を守るために全てのことをやってきた。しかし我々の強い警告と示威は、しばしば、ただ嘲笑と侮蔑をしか見い出さなかった。スパルタクスについて言うなら、彼らは分裂を望んでいるのだ。かれらは、かれらの決定どおりその分裂を成就した。今は党全体のために行動することが肝要である。我々と違う組織のための場所などこの党のどこにもないということが、党執行部の判断に従ってハッキリと表明されねばならない。我々の党に所属する権利は、これらの党の統一に危害を加えたもの達から剝奪された。(賛成!)。我々はこの立場に立ってこの原則を断固として遂行しよう。そうすれば、——これを私ははっきりと確信しているが——我々は崩壊寸前のこの党を救えるであろう。かくして我々には、党と労働者階級に対する我々の義務を果そうではないか。(熱狂的喝采)」¹⁴¹

最早議論にはならなかった。そして反対派は、かれらのテーゼを持ち出しそ

140. *Protokoll der Sitzung des Parteausschusses am Donnerstag, den 18. Januar 1917, o. O., o. J., S. 2.*

141. *Ebd., S. 7.*

されるようになったら、その時はただちに、我々は党を出るつもりである。」¹³⁵

たとえこの言葉がスパルタクスの立場を十分に写し出すものではないにしても、しかしここには、未来の USPD の二つの極が、すでにハッキリと見てとれる。第一のそれは、「まずなによりも党執行部に対する階級闘争」ということであり、もう一つのそれは、昔の社会民主党の党綱領を現実化する闘いとそしてそれ故理論・組織両面での改革抜きに戦前の社会民主党の言葉だけの急進主義へと回帰する闘いということであった。この一層乖離していく二つの考え方は、互いにまさに対極に位置しつつ向かい合って立っていた。この会議の終りに若干のグループから、幾通りかの相異なる決議案が出され、それについて採決して欲しいとの要請があった。そこで行なわれた採決を見れば、ここに集まったグループのそれぞれの力が見てとれる。(党指導部のために少しでも貢献するようなことがあってはならないと、常に気を配っていた) スパルタクス・グループの動議は34票、ボルヒャルトの決議案は7票、そしてリピンスキーのそれは111票を、それぞれ集めた。¹³⁶ カッツキーによって起草された平和宣言は、プラーガーによれば、満場一致で可決された。¹³⁷ ただしスパルタクス・グループの新聞発表は、この満場一致ということについては否定していた。¹³⁸ 先に触れたアイヒホルンの筆記録の中には、この宣言のことは書かれていない。これについては——ボルヒャルトの決議案も同様——本書の付録部分に原文のまま再録してある。

反対派の人々は、この会議の席上で初めて、互いに知り合うこととなった。彼らは、ディットマンがその結びの言葉の中で言っているように、「我々は、共同して前進できるような、特に社会民主党の執行部に対する闘いに関してならば、今すぐにでもできるような」¹³⁹ 多くの点を発見した。しかし、党執行部が

135. *Ebd.*, S. 94.

136. *Ebd.*, S. 111.

137. *Prager, Geschichte*……(注33をみよ), S. 129.

138. スパルタクス・グループがインターナショナルの政策という問題に対して、他のグループとは異なる評価を主張したのは、彼らが、彼らなりの世界情勢の分析を行ない、そしてドイツやインターナショナルの政策の中で何が今焦眉の問題なのかということについて、かれらなりの価値判断をもっていたからである。これについては *Spartacus*, Nr. 4. (April 1917) の踏論評をみよ。(in: *Spartacusbriefe*……注40をみよ, Bd. 2, SS. 65ff.). またボルヒャルトの声明, 1917年1月10日に *Leipziger Volkszeitung* に載った声明にも彼らの特徴があらわされている。(Dokumente und Materialien……注13をみよ, Bd. 1, SS. 531f.)

139. *Protokoll*……*Gründungsparteitag*……1917 (注128をみよ), *Gemeinsame Konferenz*, S. 119.

を出し、反対派の会合に対する党執行部のやり方に抗議した。彼はそこで次のように書いている。

「彼らの新聞の中では、黨員同志達の所有権の保証ということと並べて、議会での反対派議員の戦術であるとか、あるいは党規約や組織を擁護するための処罰であるとか、といったものが問題にされている。であるなら、組織や規約に敵対し党を破壊させるような執行部の行動に対して、保護措置を講じるために会合を行なうことは、その目的にそったものであることは明らかだろう。」¹³²

この会議には、72の地区から157名の社会民主黨員が出席し、その中には19名の国会議員も含まれていた。この157名の中で、35名がスパルタクス・グループを代表していた。¹³¹ この他に約25名の反対派の議員がいたが、かれらは党規律の締めつけの前にしりごみし、これには加わらなかった。この会議については——USPDの創立大会についてと同様——完全な発言記録は残されていない。1921年になって、エミール・アイヒホルンが彼女の筆記録を出版している。¹³²

この会議の議論は、ハーゼの「党の状態」についての報告をもって、始められた。「反対派としてあるものはすべて、一緒に隊列を組む」¹³³ べきである、と彼は言ったが、しかし彼は、それによって古き社会民主党を「粉碎」するなどということは、言うてはいなかった。そこで言われた主たる課題は、党内において少数派の意見を更に広く主張していくことと、党の内部での影響力を持続させていくこととであった。これに対してエルンスト・マイヤー（インターナショナル派）は、「様々な国での各民族の自立した行動」¹³⁴ を要求した。彼は、党執行部との決定的な闘いを望んでいた。彼にとっては、古い党の内部でこうした闘いを更につづけるべきかどうかなどという問題は、二義的な意味しかもたなかった。

「党にいつまで所属するかという問題は、我々が党執行部との階級闘争を進めることができる限りでのみ、この党にとどまるということにつきてしまう。党内闘争が抑圧

130. Prager, *Geschichte*…… (注33を見よ), SS. 124f.

131. *Protokoll*……*Gründungsparteitag*……1917 (注128を見よ), *Gemeinsame Konferenz*, S. 84.

132. 注128参照。アイヒホルンがそれを根拠にしていたかも知れないようなオリジナルな速記録があるのかどうかは、不明である。

133. *Protokoll*……*Gründungsparteitag*……1917 (注128をみよ), *Gemeinsame Konferenz*, S. 89.

134. *Ebd.*, S. 93.

そうこうするうちに、飢えから生じた最初のデモンストレーションが起きた。では社会民主党内の反対派を全体として見た場合、彼らは少なくともこの時点で、秘かに集まって共同行動を起こすための戦術を練ろうと相談することになっていたのだろうか。1月の初めに、反対派全体の合同会議が開かれた。そこには、レーデブーアやハーゼを中心とした「議会主義的」反対派の代表やスパルタクスグループの代表ばかりでなく、他の二つのグループからも代表が派遣されてきた。その一つはプレーメン左派であり、もう一つはユリアン・ボルヒャルトにより発行されていた雑誌 *Lichtstrahlen* のグループだった。もっともこの二つのグループは、ドイツにおける左派の運動にとって、なかでも USPD 組織の発展にとっては、殆ど意味をもっていなかった。

6. 反対派の全国会議（1917年1月）

この会議への召集は SAG によって出された。彼らは1月7日までにはすべての反対派をベルリンでの全国会議に召集した。自由な討論を保証するため、この会議は、警察の監視のとどかない国会議事堂の中で開かれた。傍聴も新聞の取材も許されなかった。¹²⁸ 党執行部は、1917年1月4日の *Vorwärts* に声明を出し、その中でこの会議に対して次のような警告を発した。

「我々は以下のことを明らかにしなければならない。このような会議を準備することは、党全体の組織規約に対立するものであり、党の組織的な統一と相容れないものである。党組織の会議への召集は、組織規約によって規定された特定の機関によるのみ、できることである。ここに召集されなかった党員同志達にとっては、党の組織なりその手段というものが、ある特定のグループのためにあるように思われることになる。我々は党員同志諸君に対し、このような党破壊的な行動を支持しないようにと、強く勧告する。」¹²⁹

この最後通牒は——意識的に？——無視された。「召集されなかったものたち」による党委員会開催の前兆があった。そこでハーゼとレーデブーアは声明

128. *Protokoll über die Verhandlungen des Gründungsparteitags der U. S. P. D. vom 6. bis 8. April 1917 in Gotha*, (の付録である *Bericht über die Gemeinsame Konferenz der Arbeitsgemeinschaft und der Spartakusgruppe vom 7. Januar 1917 in Berlin*) hrsg. von Emil Eichhorn, Verlag Seehof, Co., Berlin. 1921, S. 84.

129. *Vorwärts*, Jg. 34, Nr. 3 (4 Januar 1917)

組合という殺人的な罟を、力を合せてそれが引き裂かれるまで引っ張ることは正当なことである。また愚弄された大衆のかれらの解放のためのこの苦しい闘いにおいて、かれらと共に立ち、心の底から献身的に彼らを弁護することは、正当なことである。」¹²⁴

党からの脱退ではなく党の進路を変えること、こうした考え方がすでに *Junius-Broschüre* の中には含まれている。そしてレーニンはそのを鋭く批判した——かれがこのパンフレットに捧げた大きな共感にもかかわらず、彼はこう書いている。

「*Junius* はドイツ人達の『境遇』から完全に自由にはなっていない。左派の社会民主黨員でさえ、彼らは分裂を懸念し、それに怖れをもっているため、革命的なスロガンを最後まで言い切っていない。」¹²⁵

ローザ・ルクセンブルクにとって、これは二者択一的なものではなかった。1918年12月になってもまだ、彼女はドイツ共産党 (KPD) の設立に反対し、これに強い疑問を表明することになるのである。かすかな予感として、彼女は、プロレタリアート大衆からの党の孤立を予測していたのだった。

1916年の初めにはまだそこまではきていなかった。この年の3月に28の選挙区からの代表によって、スパルタクスグループの全国会議がもたれた。¹²⁶ 「主要原理」の中のいくつかの問題が、あらためて話し合われ、特にプロレタリアのインターナショナルへの各国党の服従という問題に議論が集中した。なかでもレーデブーアを中心とする反対派はこの立場に立つことを拒否した。¹²⁷ しかしこうしている間にも、このグループに厳しい一撃が加えられた。その年、このグループの最も著名な指導者達が、監禁あるいは保護検束という形で、次々と自由を奪われてしまった。そしてその年の終り頃には、ローザ・ルクセンブルク、カール・リープクネヒト、フランツ・メーリンク、クララ・ツェトキン、ユリアン・カールスキー、エルンスト・マイヤー等々が、政治活動ができないようにさせられていた。

124. Gracchus, „Der offene Brief……“ (注46を見よ), S. 525.

125. V. I. Lenin, „Über die Junius-Broschüre“, in: W. I. Lenin, *Sämtliche Werke*, einzige vom Lenin-Institut in Moskau autorisierte Ausgabe, ins Deutsche übertragen nach der 2., erg. und rev. russischen Ausg., Bd. XIX.

126. „Bericht über eine Reichs-Besprechung“ in: *Zur persönlichen Information*, Nr. 17. (30. März 1916), in: *Startakusbriefe……* (注40を見よ), SS. 94–98 (DDR-Ausg., SS. 134ff.)

127. *Illustrierte Geschichte……* (注16をみよ), S. 137.

求されていた。更にまたこの大会において、定期的な「政治書簡」——後のスパルタクス書簡——を出すことも決められた。そしてこれをもってかれらは、議院内反対派とは組織的にもハッキリと区別された存在となった。

1916年2月にローザ・ルクセンブルクの *Junius-Broschüre* に、社会民主党の政策をラディカルに論じた匿名の評論が載った。それは世界大戦の原因を調べ、革命的な社会民主党の諸課題についてそれを大まかに示してみせた。さながらこのパンフレットは、スパルタクスブントの理論的綱領になった。*Junius* には以下のように書かれている。

「社会主義の勝利というものは、運命のように天から下ちてくるものではない。それは古い勢力と新しい勢力との長く激しい力と力の闘いを経て、はじめて勝ちとられるのだ。そしてその激しい闘いの中で、インターナショナルなプロレタリアートは社会民主党の指導により、その運命を自分の手につかむことを、そして社会的生活を進める上での指針をわがものとするを、そして更にそれまでの自分の歴史の中で意志をもたずただ運命にもて遊ばれるままだった存在から目的を意識した歴史の水先案内になることを、学びかつ試みるのである。」¹²³

ローザ・ルクセンブルクの意見にしたがうなら、レーニン流の職業革命家党によっては、こうした課題をかなえることはできなかった。これは不断に高まっていく大衆闘争の中で自覚してくるプロレタリアートによってのみ、可能であった。こうした観点から、「ドイツ社会民主党のグズな大衆」と分裂するなどということは、それがドイツのプロレタリアート内部での啓蒙活動の放棄に結ぶがゆえに、許されなかった。*Junius* は、分裂などすれば、ブルジョアジーに対して再度階級闘争を活発に行なおうとしている勢力が孤立させられるだけだ、と主張していた。ルクセンブルクは——今度はグラックスのように——その「同志への公開書簡」と題する論評の中で、分裂の問題にあらためて論及した。彼女は次のように言っている。

「社会民主党の中において、しかもそれを相手とするこの大闘争を最後の局面まで闘い抜くことは正当なものである。支配階級が、この道に迷いそして裏切られた大衆の首のまわりにかけた殺人的な罠を、あの公認のドイツ社会民主党と公認の自由な労働

123. Junius [Rosa Luxemburg], *Die Krise der Sozialdemokratie*, Zürich, 2. Auflage, 1917, S. 13; Luxemburg, *Politische Schriften*, II, hrsg. von Ossip K. Flechtheim, Europäische Verlagsanstalt, Frankfurt a. M., o. J., [Copyright 1966] SS. 30f. (『社会民主党の危機』、『ローザ・ルクセンブルク選集』vol. 3, p. 162)

というパンフレット——この中でリープネヒトは「国際的な帝国主義者の民衆収奪に反対する国際的なプロレタリアートの階級闘争」¹¹⁸を宣言した——をもって、左派グループは自立した姿をもったものとしてデビューした。しかしその影響力は、当然、過大評価されてはならない。というのは、検閲当局が *Internationale* 誌の普及を禁止したため、それは差し押さえられ、ドイツではそれ以上流布することができなくなったのである。

しかし1915年6月に、パンフレットという形で、同じような思想によって吹き込まれた文書が、社会民主党執行部のもとへと届けられた。これには1,000名以上の党役員が署名¹¹⁹していた。そこでは次のようなことが要求されていた。

「議員フラクシオンと党執行部とが、最後までとまどうことなく、党の墮落を阻止し、城内平和論と手を切り、全ての戦線において綱領と党決定の原則に従い階級闘争を、すなわち平和を求める社会主義者の闘いを、開始すること。」¹²⁰

インターナショナル派は、1916年1月1日ベルリンにおいて全国大会を開き、その結びつきを一層強化した。そこで彼らは、彼らの「主要命題」を公けにしたが、それはローザ・ルクセンブルクが1915年に書いた *Junius-Broschüre* から種々の結論を抜き出してきたものであった。この *Junius-Broschüre* は1916年2月になって初めて公刊された。¹²¹ そこには、個々のブルジョア的一帝国主義的な政府に対する階級闘争、インターナショナルな連帯、新たに創られることになっているインターナショナル¹²²の決定への服従といったことが要

118. *Ebd.*, SS. 229f.

119. 署名者の名前は前掲の *Dokumente und Materialien*…… (注13を見よ), Bd. 1, SS. 169ff. にある。ハーゼ、カウツキー、ベルンシュタインはこのパンフレットには署名せず、そのすぐ後、「現下の急務」(Gebot der Stunde)を公けにした。これは最初 *Leipziger Volkszeitung* に載った。これについては Wheeler, *The Independent*…… (注36を見よ), p. 15 参照。

120. *Dokumente und Materialien*…… (注13をみよ), Bd. 1, S. 173.

121. Hermann Weber, Hrsg., *Der Gründungspartei-tag der KPD. Protokoll und Materialien*, Europäische Verlaganstalt, Frankfurt a. M., o. J., [Copyright 1969], S. 19.

122. この「主要命題」は、Luxemburg, *Politische Schriften*, II, (注123を見よ), SS. 152ff. に掲載されている。なお H. Weber はその書の中 (注121を見よ, S. 17) で、1916年1月1日の全国大会において、後の KPD と SAG/USPD との「二つの潮流の間の避けがたい分裂」のきざしがみえたと述べているが、これはもっとズッと以前から既にあったものである。リープネヒトのピラもローザの革命前に出た唯一の *Internationale* に載った論説も、後に明らかになるその相異点を非常に鋭い調子で厳密に規定していた。もっとも一般的に言うなら、この「主要命題」とそこにもられていたルクセンブルク主義への SAG の反撥とをもって、両派の対立が始まるということとはできる。

的なアジテーションであった。そしてますます長びく戦争を前にして、厭戦気分が増してくるにつれて、平和を願う人々の心の中では、リープクネヒトが行なった異議申し立ては闇夜を照らす灯台のように思われた。まさにリープクネヒトこそは、さながらドイツ労働者の平和への願望を体現するものであった。

1914年8月4日の時点ではリープクネヒトはまだ戦時公債に賛成投票をしていた。しかしベルギーを旅行してみて、戦争の悲惨さというものが彼にとって一層生々しいものとなった。彼は主義を同じくする同志と討議し、シュツットガルトの党の集会においてそれについての討論を行なった。¹¹³ そしてその中で彼は、人間性を侵害するものに対しては、決して妥協しないという信念を固めていった。1914年12月に、リープクネヒトは議会で戦時公債に対して反対投票を行なった。1915年には、ルクセンブルク、メーリンク、ツェトキン、リープクネヒトを中心に、独自の組織「インターナショナル派」が結成された。¹¹⁴ 1915年4月には、このグループの名前がそれに由来したあの *Internationale* 誌の最初の（そして大戦中は唯一の）号が出版され、そこには、1914年8月4日に行きついてしまった社会民主党の政策への鋭い論判が掲載された。ルクセンブルクの「インターナショナルの再建」という論文は、「1914年8月4日をもってドイツ社会民主党は政治的に破産した。そして同時に社会主義インターナショナルも崩壊した」¹¹⁵ という言葉をもって始められている。そして下に引用してある鋭い二者択一の中には、「マルクス主義中央派」に対する一つの鋭い批判がハッキリと現われている。

「階級闘争は、戦時においてもプロレタリアートにとっての窮極の存在原理であって、それを階級調和にすりかえる最高審議機関の声明は、プロレタリアの生活権を侵害するものなのか、それとも、階級闘争は、平時においても『国民的利益』と『祖国の安全』に対する攻撃なのか。戦時平時の別なく、社会生活全般の基本的関係は、階級闘争か、階級調和か」¹¹⁶

この雑誌の第一号とそのすぐ翌月にまかれた「主要な敵はその陣地にいる」¹¹⁷

113. Liebknecht, „Klassenkampf……“ (注32を見よ), SS. 33f.

114. Hortschansky/Nauman, „Einleitung“ (注111を見よ), S. 20; *Geschichte…… Arbeiterbewegung……* (注14を見よ), Bd. 2, S. 242.

115. Rosa Luxemburg, „Der Wiederaufbau der Internationale, in; *Die Internationale. Zeitschrift für Praxis und Theorie des Marxismus*, Jg. 1, H. 1 (April 1916) S. 4 (「インターナショナルの再建」, 『ローザ・ルクセンブルク選集』, vol. 3, p. 135)

116. *Ebd.*, S. 10. (前掲書 p.143)

117. Liebknecht, *Gesammelte Werke……* (注32を見よ), Bd. VIII. SS. 225f.

としては、大戦前の左派を扱った研究¹⁰⁸ や何巻かの記録文書¹⁰⁹ および8巻からなるドイツ労働運動史の中の幾巻¹¹⁰ か、そして他の若干の刊行物¹¹¹ がある。しかしこれらの研究の中では繰り返し繰り返し、共産党の先駆者であったスパルタクス・グループが——レーニンやボルシェヴィキに反対して——党を分裂する必要性に気づくのが遅すぎ、その結果、政治闘争の中で革命化のための決定的な手段の一つを放棄してしまったという非難が、反覆されている。これらの非難の中には、これから論じる予定のスパルタクスとボルシェヴィズムとの間の、その政治的構想における相異が、萌芽形態ではあるが、含まれている。

さし当っては、1914年8月と1917年1月との間のこのスパルタクスブントの若干の発展段階について言及するだけで十分だろう。スパルタクス・グループ（インターナショナル派、スパルタクスブント）のドイツプロレタリアトに対する影響は、その直接的作用に関しては、相対的にわずかであった。¹¹² 彼らのアジテーションの大部分は、パンフレットやビラの流布する範囲に限られていたし、また幾分かは、インターナショナルな会議などで役割を演じるようなラディカルな決定によって知られるぐらいであった。この運動の争う余地のない指導者であるローザ・ルクセンブルクは殆ど牢獄にいたし、軍国主義に反対する闘いのいわばシンボルとなっていたカール・リープクネヒトは戦場にいた。リープクネヒトは、議会の中でもその外でも、公然と戦争に反対する闘いを行なったが、彼のその勇気ある人間的な行動こそは、それだけでも十分直接

108. Annelies Laschitzka, *Deutsche Linke im Kampfe für eine demokratische Republik. Der Kampf der deutschen Linken für eine demokratische Republik und die Anwendung des politischen Massenstreiks in Deutschland. Zur Entwicklung der deutschen Linken als politisch-ideologische Strömung in der deutschen Sozialdemokratie*, Dietz-Verlag, Berlin (DDR), 1969.

109. *Dokumente und Materialien*…… (注13を見よ), Bd. 1, Bd. 2, Bd. 3; *Spartakusbriefe*…… (注40を見よ)

110. *Geschichte*…… *Arbeiterbewegung*…… (注14を見よ), Bde. 2 und 3.

111. Bartels, *Die Linken*…… (注90を見よ); Leo Stern, Hrsg., *Die Auswirkungen der großen sozialistischen Oktoberrevolution auf Deutschland (= Archivalische Forschungen zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, Bd. 4/1-V)*, 1959; Günter Hortschansky/Horst Naumann, „Einleitung“, in; *Protokoll des Gründungsparteitages der Kommunistischen Partei Deutschlands*, Dietz, 1972; Heinz Wohlgenuth, *Burg-Krieg nicht Burgfriede*, Dietz, 1963.

112. *Das Werk des Untersuchungsausschusses 1919-1928* hrsg. im Auftrag des Deutschen Reichstags, 4. Reihe, Bd. V, 1928, SS. 2f. (Resolution), 220f. (Betrachtungen Arthur Rosenbergs).

不可欠である。しかし党執行部の側には、そのような意志が、まだ全く成熟していなかったように見える。たしかにエーベルトにしても、この協議会の終りに全員へのアピールの中で、お互いの一致ということへの願望を述べてはいるけれども、しかしそんな微温的な統一へのアピールでは、「政治的誹謗」¹⁰⁷（ノスケ）等々に対する弾劾文というこのアピールの性格を、払拭することはできなかった。政治的な対立がこのように激化するにしたがい——実際、反対派はどんなところでも譲歩しなかったのだが——、にもかかわらず分裂は避けるべきだという確たる意志もなかったため、党の一致を保持しようという諸々の試みからは、まさになんの効果も期待できなかった。もっともその初期の時点でならまだ、反対派の「右派」部分（カッツキー）と多数派の「左派」部分（ホッホ）にそうした試みは期待しえた。しかし彼らには、それを最後までやり抜くことは最早不可能だった。

この全国協議会が終わった後、先に触れたあの *Vorwärts* の内部での闘争が激化した。そして少数派は自分達の重要な機関紙の一つをもぎとられた。そしてその時になって初めて、種々なる反対派のグループは、自分達の政治的行動性を巧みに維持していこうとするなら、互いに協調していくことが特に緊急なのだということを、正しく受けとめたのだった。このことは、なにかんづくスパルタクス・グループへの関係の中にある種々の疑問や誤解を解くことを、意味していた。かれらはどのようにして生成したのか。彼らが考えているものやその目的は何だったのか。

5. スパルタクスの運動

最近になっても、私がここで述べてきたような USPD 内部の諸潮流、とくに「中央流」と「右派」については、それ程熱心には研究さされてはいない。これに対して、特に東独では、「左派」の潮流に対して大きな関心がはらわれてきた。たしかに東独では、その出版界の特殊事情のため、戦争に反対し社会主義社会を志向する運動の中での左派の影響が、それが実際にあった以上に高く評価されているということはあっても、しかしこの間少なくとも左派についての基本的なところは詳しく調べられている。それらの中で言及に値するもの

107. *Ebd.*, S. 123.

対派を党から追い出そうと、その衝突・葛藤を一層あおり立てることに熱中した。反対派は、自分達の意見を普及させるための可能性を殆どもっていないかった。全国協議会において、彼らは、徹底的に巧妙に策略にのせられてしまっていたのだ。自分達の立場を結集させていくという困難な事業を始めるためのチャンスを、彼らは殆どもっていないかった。

さてここで、後に十分に吟味しなければならない中心的な問題について、一べつしておく必要がある。すなわち、党としての意思形成、党内民主主義、戦闘能力のある組織といった問題である。たとえ最早確証をもって論証しえななくても、その意思形成にとって不可欠の前提である対話は、まだできたのではなかろうか。また全国協議会は、党内民主主義が機能していることへの証明ではなかったのか。しかし実際のところ、ここを支配していたのは、共同を旨とする方向ではなく分裂を旨とする方向であった。例えば戦争政策についてのノスケの演説¹⁰⁵——そこではあの権力をもった残忍な政治家ノスケが、信じられないような無頓着さで、ベルギーの中立侵犯の問題を片づけているのだが——などを読んでみるなら、そこには——インターナショナル派との協力については全く問題にならないが——SAGの大部分のものとの協力の可能性さえ、現実的でなかったことが見てとれる。自分の意見を貫徹しようとする個々の人間にとって、可能な限りの意見表明の自由という場合、それには他人の論証をうけ入れそれを考慮しそして評価していくことが必要なのである。こうしたことは、全国協議会では殆ど感じられない。ケート・ドゥンカーは彼女の結論のところで、次のように述べている。

「インターナショナルな会議では、色々な国の言葉がしゃべられているが、そこにはそれらを通訳してくれる人がいるため、人は互いに理解し合える。しかしここ（全国協議会）では、表面的には我々は皆、同じ言葉でしゃべっているのに、我々がそこから出発する諸前提が余りにも違っているため、また、その上に立っている互いの世界観が余りにも違っているため、少しも理解し合えていない。」¹⁰⁶

これは正確に観察されたもののように思える。これとならんで更に次のことにも目を向けてみなければならない。戦闘能力が失なわれてはならないような組織の中で、党内民主主義であるとか下からの意思形成であるとかといったことを考える際には、どんなことがあっても分裂はしてはならないという意志が

105. *Protokoll……Reichskonferenz……1916* (注41を見よ), SS.122ff.

106. *Ebd.*, S. 139.

の協議会は党大会ではないのだから「なんらかの拘束力があるような決定を下す」⁹⁹ ことはできないと強調していたにもかかわらず、「講和問題に対する宣言」¹⁰⁰ について、これを採決すべきであるという提案が出された。そしてハーゼとレーデブーアとその同志による「実質的な諸動議に対して決定を下すことに反対する」¹⁰¹ という動議は、記名投票の結果、276対169で¹⁰² 否決された。ゲオルク・レーデブーアはこのことについて、「我々はこうすることによって、議事進行に関する以外の実質的な動議一般の採決に対して、それに関わらないことにしたのだ」と説明している。同様のことをフリードリッヒ・シュネルバッシャーも言っている。すなわち「インターナショナル派から委託されて、我々は同じように行動しその採決には参加しない、と私が表明する必要があった」¹⁰³ と述べている。少数の反対投票はあったが、党執行部の意図していた若干の動議は可決されていった。そしてそれらは、全国協議会での「公式」の決定として、種々の党機関においてその役割を果すことになった。

この全国協議会は、反対派の以後の発展にとって、どのような意味があったのだろうか。ベルリンの *Mitteilungsblatt* 紙が次のように書いたのは誤りだとは言えない。

「少数派にとっての確実な成果は、その会議の枠の中にも全国協議会の諸決定の中にもない。それは、おそらく、それまで全国のいたる所にバラバラに存在していた少数派が、はじめてしっかりと団結して登場し、そのあなどれない数をもって、多数派の指導者達の独裁的な傲慢さを、とにかく力づくでも挫くということにあった。反対派の団結は、党内における今後の論争に対し影響を持続せねばならないし、また持続するだろう。そして最終的には、正規に召集され構成された党大会において、社会主義がかかえている大きな論争点と党の戦争政策とに対して、最終的な決定が下されることになるだろう。」¹⁰⁴

この協議会の後、分裂が一層際立ってきたということは、誰もが認めるところであった。党紙の殆どはもっぱら多数派の手中にあった。党執行部は、反

99. *Ebd.*, S. 3.

100. *Ebd.*, SS. 174f. (ここに原文が載せられている)

101. *Ebd.*, S. 168.

102. *Ebd.*, SS. 168.

103. *Ebd.*, S. 169. なお, „Biographie: Friedrich Schnellbacher, in: Hartfrid Krause, *Revolution und Konterrevolution 1918/19 am Beispiel Hanas* (= *Scriptor Hochschulschriften, Sozialwissenschaften*, Bd. 1), Scriptor Verlag, 1974, SS. 222-239. も参照。

104. „Wer ist Sieger?“ (注88を見よ), S.1.

「労働共同体 (SAG) やその支持者は、自分達の立場を、少なくとも戦時公債を拒否する過程で徹底的に論じつくしてきたのではないため、まだなにか、8月4日以前の立場に戻って行き、インターナショナルな立場を再建し、我々がいうところの戦前の『手堅くて』そして『勝利の冠をいただいた』戦術とやらを拾い上げることに意味があるように感じ、それを得ようなどと努力している。しかし、彼らが自分達の論証の正しさをそこにおいて証明せねばならなかったはずのこの8月4日こそは、こうした戦術が失敗であり、それが我々に勝利などではなく決定的敗北しかもたらさなかったということ、これ以上ない位ハッキリと、証明しているのだ。」⁹⁶

ここから (1916年9月という時点で!) 新しいインターナショナルは、戦前のそれとは全く異なったものとして、すなわち連邦的なものではなく中央集権的なものとして、創られねばならないという結論が引き出されたのである。もっともそこで言われていたのは、「実際に力のある機構」⁹⁷ という位のイメージだった。だがここにおいて、すでにツィンマーヴァルトやキーンタール等でなされていた三番目のインターナショナルの構想創りという作業が、一層鮮明な輪郭を獲得したのだった。

一般討論においては、多数派と少数派の代表が交互に演説を行なった。論争はもっぱら戦時公債承認の件と戦争に対する社会民主党の立場ということに終始した。そして演説者は一人として自分の主張を変更するものはなかった。多数派の代表達は、色々と変化をつけながらも、この戦争はドイツにとって強いられるものであり、政府に対して戦争を遂行するための手段を承認することは、ドイツ民族を守るために不可欠なことであると主張していた。少数派の代表達はこうした政治的判断の欺瞞性をただした。彼等は、もし併合抜きで平和を得ようとするのなら、ドイツは講和条約を結ぶことができるし、またこれ以上戦争を長びかせないように行動するなら、それは全ドイツ人の利益になっていくのであり、そのためにも戦時公債に対しては将来とも、これを拒否していかねばならぬはずだ、と主張した。また SAG の人達は、「値段にかまわず」⁹⁸ (ハーゼ) なにがなんでも平和をとすることは望んでいなかったが、ますます多くの人々の中に平和への要求が芽ばえているということ、これを計算に入れるべきであるし、そうしなければならぬ、という立場に立っていた。

この協議会の終りの段階にいたって、議事進行上の動議とは区別される実質的な動議に対して、これを採決してもよいかどうかということが、改めて論争の対象となった。エーベルトがこの協議会の初めにその開会の言葉の中で、こ

96. *Ebd.*, S. 84.

97. *Ebd.*,

98. *Ebd.*, S. 63.

協議会は、何らかの決議を出すように要請されているものではないということが、そしてまた正しいやり方で召集されたものでもなく、ただ党指導部に対する信任表明にのみ従事するものである、といったことが明らかになった。⁹²

どのように戦線が経過していったかを知らせてくれるこの協議会に先立つ予備討論において、結論として三つの主要報告が決まった。すなわちシャイデマンが「党の政策」について、エーベルトは「党執行部の行動」についてそれぞれ報告し、ハーゼはこの二人に対して反駁することが認められた発言者と決定された。そしてこれは野次と怒号（そして最後にはつかみ合いまで）とどうどうたる非難でもって行なわれた。（作者不明のパンフレット類のドロの様な氾濫——エーベルト⁹³）。統一のための栄養になるものなど全然なかった。党執行部の政策を激しく攻撃していながら、⁹⁴ まだハーゼには、それでも以前の状態、すなわち1914年8月4日以前の社会民主党の政策にもどることが可能かも知れないなどという期待を呼び起こさせるところがあった。しかし旧状に戻すことによって、戦争によって生じた問題が片づけられるかどうかということは、問題として残った。ハーゼは次のような言葉でその演説を結んだ。

「我々は党の統一を望んでいる。しかし帝国主義に対し、公然とあるいは秘かに、それを認めるような党などいない。我々は党の統一を望んでいる。しかし植民地政策委員会でのレンシュのように植民地政策を支持するような党などいない。我々は、保護関税—致富政策を進める党には反対する。（反対派からの賛成）。私は、階級闘争が弱められるような党を望んではない。（反対派の盛んな喝采）。黨員諸君！我々は党の統一を望む。しかしそれは社会民主党の綱領というしっかりした固い大地の上に立っていなければならない。私は、インターナショナルな社会主義者として、それを望む。（反対派からの嵐のような賛成の声と拍手）」⁹⁵

インターナショナル派の代表としては、ケート・ドゥンカーが演説時間を延長して演説した。彼女は、その冒頭部分で、彼女達のグループと SAG との相異について言及した。すでにここに、後の USPD 内部の論争をのぞき見ることができる。そこでは以下のようなことが言われている。（これは、ハーゼが彼の展望を展開してみせた後のことである。）

92. *Ebd.*, SS. 14ff.

93. *Ebd.*, S. 47.

94. *Ebd.*, SS. 53ff.

95. *Ebd.*, S. 82.

この全国協議会はなによりもまず、それがまだ分裂していない社会民主党の最後の代議員大会であったということの故に、重要な意味をもっていた。1917年のヴェルツブルクの党大会は、党分裂後に開催されたものであり、したがって多数派の党大会であった。そしてこの全国協議会こそが、二つの相反する意見を党内において徹底的に議論し、ひょっとしたら党の統一の再建のための一歩をつくる可能性をもった最後の協議会であったのだ。そしてそのことは、種々残されている発言等から今でも明らかに見てとれるように、⁸⁹ そこに参加したのものにとっても実際に明らかだった。しかしそこでの議論（全体で451名の代議員が出席した）は、分裂の方向を逆転させることができなかったことを証明した。この全国協議会が「対立の緩和」⁹⁰ へと向かうだろうという希望は満たされなかった。

そこでの事務手続きをめぐっての議論とか大会議事に入る前に出された声明といったものを見れば、党の内部でこの亀裂がどのように感じられていたかということが判る。そこでは、SAGの代表としてのハーゼがエーベルトとシャイデマンの二つの演説の後で、「無制限な演説時間」を許されるべきかどうか、また彼が、この二人の演説者に対する「彼らを反駁できる第二報告者」として登壇を許されるべきかどうか、といったことをめぐって執拗な闘いがあった⁹¹ し、また、大会期間中の新聞報道をめぐっての確執も、更には全国協議会の構成についての批判もあった。初めから、相異なる主義・主張の間で、誰がこの大会を牛耳るかということをもめぐって闘いがあった。そして両陣営とも、衝突が待っている方向へとただひだすら舵をとった。そしてこの過程で、この全国

3月段階での反対派の数を432,618としたのとも、その党員数が一致していない。両派の代議員数の割合はパーセントとしては正しい。（上の Protokoll の表決参照）しかし絶対数は間違っている。勿論1915年（1916の誤植ではないか——訳者）の9月には USPD というものは存在していないが。

89. これについては、例えば、*Protokoll……Reichskonferenz……1916*（注41を見よ）、S. 135 にある労働組合員 Heinrich Limbertz の演説からも知れよう。
90. Prager の前掲書 S. 113 及び Walter Bartels, *Die Linken in der deutschen Sozialdemokratie im Kampf gegen Militarismus und Krieg*, Dietz-Verlag, Berlin (DDR), 1958, SS. 383f. 参照。Prager が何を根拠にして非常に和解的な雰囲気があったなどというのか、それを推測するのは困難である。SAG やインターナショナル派が一步譲るなどということがありえただろうか。1922年（SPD との再統一の年……訳者）の目で振り返ってみるから、1916年の分裂が避けえたのではないかなどと、まことしやかに思えるのではないか。
91. *Protokoll……Reichskonferenz……1916*（注41を見よ）、SS. 4ff. 参照。なお、この第二報告（Korreferent）には積極的に自己主張を行ない結論を出す権利があるが、Diskussionsredner にはそれが無い。

うことだった。⁸³ そして様々な投票を行なううちに、12名の党委員会のメンバーが SAG の支持者であるということが判った。少数派の発言者達は、戒厳令下では全ての問題（戦時公債、和平交渉）について、議論を公開で行なうことが不可能だということを引き合いに出して、正規の党大会の開催に反対した。ライプチヒの反対派であるリピンスキーは、党員の半数以上が戦場におり、党大会では彼らの利益を代表することができないことを考慮しなければならない、と述べた。⁸⁴ デュッセルドルフのハーバーラントは党大会の代りに全国協議会を召集することを提案した。というのは協議会是非公開であったから、現実的で自由な議論が可能だった。協議会においては、党大会を留保しておくような決定こそ規約によりできないが、しかし種々の立場のある種の純化ということなら十分達成することが可能だった。⁸⁵ エーベルトは党執行部のためにもこの提案にとびついた。⁸⁶ そして次のような動議が可決——反対12票（反対派か？）——された。

「党委員会は、秩序立った党生活を再建するための党大会の早期召集ということが、緊急に要請されていると考える。だがそれにもかかわらず、党大会のための準備が何の妨害もなくできる保証も、更にその党大会での発言も現在の状況下で自由であるという保証もないが故に、党委員会としては、党執行部に対し、党内で進行している混乱を予防するためにも、党組織の協議会を召集することを勧告する。」⁸⁷

この決議を党執行部は大至急で実行に移した。そして9月21日に全国協議会が召集された。個々の地域への召集命令の割り振りは、党大会への代表派遣の様式とは異なり、少数派（SAG、インターナショナル派）に比してフラクション多数派や執行部の政策支持者に対して、目に見える程有利であった。⁸⁸

83. *Protokoll der Sitzungen des Parteiausschusses am 20. und 21. Juli 1916 im Reichstag*, als Manuskript gedruckt, Vorwärts-Bvchdruckrei, Berlin, o. J., S. 59 参照。

84. *Ebd.*, S. 43.

85. *Ebd.*, S. 44.

86. *Ebd.*, S. 51.

87. *Ebd.*, S. 54.

88. „Wer ist Sieger?“ in: *Mitteilungsblatt*, Jg. 11, Nr. 7, 11. Oktober 1916, SS. 1f.; Prager 前掲書 (S. 108) 及び議事に入る前にレーデプーアが行なった発言 (*Protokoll……Reichskonferenz……1916* (注41を見よ), SS. 13f.) 等を参照。なお Berlau, *The German……* (注40を見よ), S. 148. には下のような表が掲載されている。しかしこの表は反対派の組織面での強

	SPD	USPD	いる。しかしこの表は反対派の組織面での強
代議員数	276	169	さを余りにも過大に評価しているし、その上
地方の党員数	524,797	516,079	Berlau 自身が (上掲書 (S. 149 で) 1916年

1916年10月、*Vorwärts* が軍司令部による10日間の発行禁止をうけたあと、それをうけて党指導部は、このベルリンの機関紙を完全に自分の手に入れるために、全国協議会后この陸軍省との論争を利用した。そして党執行部によって、この新聞の内容を決定する全権力を与えられたヘルマシ・ミューラーが編集部に派遣されてきた。そして間もなく反対派の支持者であった *Vorwärts* の編集長が、*Vorwärts* の新聞委員会や党のベルリン中央指導部の激しい抗議にもかかわらず、追放された。⁸¹ 多くのベルリンの労働者達は自分達の怒りを、彼らが *Vorwärts* の購読を取り消し、その代りに反対派の *Leipziger Volkszeitung* とかベルリンの *Mitteilungsblatt* を購読するということによって表明した。この *Vorwärts* から逃げてきた幾人かの編集者にそこでの席を与えてやった *Mitteilungsblatt* はその後まもなく、それまでよりも大きな紙型で印刷されるようになり、日刊ではなかったとしても、反対派のベルリンの労働者にとっての新しい党紙となったのであった。⁸²

4. 1916年9月の全国協議会

1916年の夏に——議員フラクシヨンの分裂の後——フラクシヨンの政策についての議論を進める過程で、種々なる政治的立場を相互に討議し合い、原則的な問題についての全党的な意志形成をかちとるため、正規の党大会を召集すべきではないかという問題が次第に激しく燃え上ってきた。1916年7月に、このことについての党委員会が開かれた。60名の出席者のうちわけは、地方からの代表41名、党執行部から10名、それに9名の色々と違った立場に立つ人々、とい

81. Prager の前掲書 (注33を見よ), SS. 116 ff. と Osterroth/Schuster の前掲書 (注79をみよ), S. 174 参照。なおシャイデマンによれば (*Memoiren*……注44をみよ, Bd. 1, S. 268) 次のように書いてある。「*Vorwärts* 問題で党執行部と同等の権利を有していたベルリン新聞委員会は、完全にローザ・ルクセンブルク的手中にあった。しかしこうした紛糾時に決定を下すことになっている上級審の統制委員会に問題もちこむなどということは、執行部は考えもしなかった。なぜならそんなことをすれば間違いなくあのクララ・ツェトキンという悪魔のような婆さんと呼ばひだしてしまうことになっただろうから。」

82. *Mitteilungsblatt* (Jg. 11, Nr. 9, 12. November 1916, SS. 1f.) の「大ベルリンの全党員同志諸君へ」という通告参照。そしてこの号以後、この新聞は少数派のために公やけにそれを弁護しはじめた。

論争における怒りと憎しみとによって、内容ある問題がかき消されてしまった。

こうした展開は、多数派の——特にエーベルトの——公然と口にくそ出しては言われていなかった願望と希望とにとっては、歓迎されるべきものであった。現に彼らは、このわずらわしい内部批判の息の根をとめてしまえるような非常に強固な根拠をもっていた。そしてすでに1915年12月には、反対派とはいうもののフラクシオン内反対派の一部しか、議会でも反対を表明できないということがハッキリした。実際フラクシオンでは44名の反対者がいたにもかかわらず、議会の戦時公債の採決に際しては、たった18名の反対者を数えただけだった。だから、それまでフラクシオン規制を守ってきた反対派の人々が、それ以後一層フラクシオン内で分裂し弱まっていくだろうということが期待されたのであった。そしてそれは、一つには活動的な核が除名されていったということの結果として、そして二つには、黨員組織の諸機関からの非常に厳しい抵抗がこの「調和の破壊者」に対して不可避免的に向けられたが故に、実証されていった。エーベルトの党内部での立場は、——そしてそれ故彼がとった政策は——「知識人達」——法律家としてのハーゼ、ヘルツフェルト、シュタットハーゲン、コーヘン及び文筆家であり編集者でもあったベルンシュタイン、ヴルム、フォークテル、レーデブーア、ヘンケ、クナート等々の人々は除名されて有名になったが——を追放したことによって党内での牽引力をかちとった。そしてもし公然たる叛逆者達の残存する小グループを孤立させることに成功するならば、それが必ず党組織の強化を意味することはハッキリしていた。このような慎重に練られた作戦は、殆ど外部に言いふらされるようなことはなかったが、しかしそれはすでに計画されていた。

社会民主党のフラクシオン内での分裂の後、1916年いっぱい様々な地域や地方の組織の中で、そこへの滲透を企てている両派の争いが激化していった。多数派は——これは全く首尾よく出来たのだが——少数派がかれらの主張を普及するための手段を妨害しようとした。そこで彼らは、少数派の立場に立っていた社会民主党の種々の機関誌類を自分達の影響下に入れるため、汚ない陰謀を企てた。党の中央機関紙でありそしてベルリンの党組織の新聞でもあったベルリンの *Vorwärts* は、最初にして最も有名な犠牲者の一つであった。そして他はそれにつづいた。⁸⁰

80. *Vorwärts* の闘争について詳しいのは Kurt Koszyk, *Zwischen Kaiserreich und Diktatur. Die sozialdemokratische Presse von 1914 bis 1933 (=Deutsche Presse forschung, Bd. 1)*, Quelle & Meyer, Heidelberg, o. J. [Copyright 1958], S. 44ff. 及び Prager 前掲書 (注33をみよ) SS. 99, 103, 116 ff. 及び Haase の前掲書 (注54をみよ) S. 127.

拒否する。」⁷⁸

二日後ハーゼは党の議長としての職を辞した。⁷⁹ 決して故意でなかったなどとは言えないこの少数派による多数派への「不意打ち」は、後からふり返って見たらどのように叙述されるのだろうか。

少数派は自分達の党を創ろうなどとはまだ全然思っていなかった。彼らはこの局面を、あくまでも一つの党の中でそしてまた一つのフラクションの中で、二つのハッキリと区別されしかも多くの点で対立し合う政治潮流が、互いに自分達の考えの影響力を拡大しそれを貫徹させようと一層鋭く闘わざるをえなくなっており、しかも少数派の主張は法的にも組織的にもハンディキャップがつけられている、というように考えていた。そして少数派は、多数派のもとへと幾重にも服従させられているものについてはこれを全く考慮に入れずに、ただ多数派の政策は間違っていると考え、この多数派とは最早共同作業は不可能であるとか、一般的に誰だって多数派から分かれて新たに組織化されるのを望んでいるなどという結論を抜き出したのである。にもかかわらず少数派は、自分達の演説の自由ということでさえ手に入れようとはせず、その代りに奇襲攻撃的な戦術が正当であると見えたりしたのであった。

多数派の方にしてみれば、しかし、少数派の箇々の分裂行動はあからさまな拒絶の態度であり、すでに完全な分裂と見ていた。彼らは、ハーゼの1916年3月23日の議会での演説をもって、その時点で少数派の背反という事態が裁可されたはずだと考えた。彼らは実際に不意打ちをうけ裏切られたと感じたのだった。そしてこの特別な忠誠なるものに対して今まで新しい根拠がなにもつけ加えられていないという事実を知らなくても、この反対派の奇襲攻撃がとりわけすぐれて率直で忠誠心に満ちたものであったなどということは、60年たった今日においても主張されることはできない。だからこの反対派の戦術が政治的にみて巧妙で賢明なものであったのかどうかということは、かれらがとくに分裂など望んでいなかったことがハッキリ証明できる今日においては、歴史的に見て十分疑問の残るところである。そして様々な地方の組織に滲透していこうとする闘いが、今やますます非常な激しさをもって燃え上がり、そこではしばしば

78. Prager の前掲書 (注33をみよ), S. 96.

79. Franz Osterroth und Dieter Schuster, *Chronik der deutschen Sozialdemokratie*, J. H. W. Dietz, Hannover, o. J. [Copyright 1963], S. 169; *Dokumente und Materialien* …… (注13をみよ), S. 324. を参照。(この通知は最初, 3月27日に *Leipziger Volkszeitung* に載った。)

私の友人達としめし合せて、あのフラクシオン会議においてはシャイデマンに対し、私があの動議に対して反対演説を行なうことになっているとは言わなかったが、それには次のような理由があった。何故なら、もしそのように私が彼に対して言おうものなら、彼は馬鹿みたいな忠義面をして、ものの5分もたたないうちに議事運営委員会にでかけていって『私は、私の友人達の一部のものたちが、議会で、この動議に反対演説をおとうとしていることを貴方がたに御注意申し上げたい』などと言わざるをえないだろう。そしてその結果は、ブルジョア諸党によって我々の演説がおち壊されるということになっただろう。[……] 諸君が、諸君の立場に立って、我々の行動は正しいものではなかったと言うのはかまわない。しかし諸君は、私に対し、裏切りだとか奇襲だとかという非難をあげることにはできない。』⁷⁶

少数派は、フラクシオン会議が始まる前、午前中にすでにハーゼが議会で演説することを一致して決めていた。しかしこのことをフラクシオンには通告しなかった。午前中のフラクシオン会議は、議会の始まる直前まで開かれていたのだから、フラクシオン会議と議会との間に少数派が会議を開くことは、時間的にみても無理であった。午後のフラクシオンの全体会議において党執行部から除名を言いわたされた17名の議員達は、率直に以下のような声明を行なった。

「同志ハーゼは、我々との完全な同意のもとに、かれの今日の演説を行なった。[彼は]我々との同意のもとに、この演説を行なうことについての明確な発表を、フラクシオン会議においては行なわなかった。ハーゼがフラクシオン多数派とは異なる我々の見解を議会において表明したということは、1915年12月21日の我々の行動からする必然的でしかもフラクシオンすべての同志にとっても自明の結論であった。』⁷⁷

少数派は、最早これ以上結論を長びかせて、自分達自身のフラクシオンを作らないでいるわけにはいけなくなった。彼らが、午後のフラクシオン会議終了後に出した声明にはは、次のようなことが書いてある。

「社会民主党の議会フラクシオンは、今日、58対33、棄権4で、我々から『フラクシオンに属しているが故に生じる諸権利』を剝奪した。この決定により我々は、選挙により社会民主党の議員として課せられている我々の義務を、このフラクシオンの中では、最早今後果していくことが不可能になった。我々は、我々が党の原則と党大会の決定に忠実に行動してきた、と考えている。しかしこれからは、我々の選挙人への義務遂行を可能にするためにも、我々はやむをえず、社会民主主義的労働共同体を結成せざるをえない。

なんの根拠もない規律破壊だとか裏切りだとかいう非難に対しては、我々はこれを

76. *Protokoll……Reichskonferenz……1916* (注41をみよ), S. 165.

77. *Matthias/Pikart, Die Reichstagsfraktion……, Zweiter Teil* (注31を見よ), S.

175. 及び *Material zur Fraktionsspaltung……* (注74を見よ), SS. 14ff.

ゼは、自分の考えを緊急動議として提出し、その提案理由を何度も何度も十分に発言した。そしてこのフラクションが反対多数でハーゼの動議を否決した後は、ハーゼは自分が議会においてフラクション決議に反して行動するというようなことは、ほんのかすかにもほめかしたりはしなかった。それ故この彼の規律違反は裏切と同じである。我々フラクションは既に1月12日に、当時の常識はずれの行動に対してこれを過激すぎると非難したのであるから、非常に残念ではあるが、共に認めた決定を無作法なやり方で軽蔑し公然とそれを破っていったようなハーゼやそれに従うフラクション同志諸君からは、今後、このフラクションに属するがために有している諸権利が剝奪されたということを、公表せざるをえない。」⁷⁴

形式的には、これは少数派が陰でこそそそやったということへの非難であり、またオイゲン・プラーガーもその事実を否定してはいない。少数派が、フラクション会議の前^にすでに、議会で彼らの攻撃をかけることを決定していたのは確かである。彼らは、どうしてもそれをしないわけにはいかないと考えていたし、またそうすることによってのみ、彼らの利益を代表することができると考えていた。この間の事情についてエルンスト・ハーゼは、彼の父についての伝記的なスケッチの中で、次のように書いている。

「フラクションはそれ〔緊急動議〕に賛成するという決定を下した。そして彼らは、反対意見をもっているものに対して全く不寛容にも、101人中47人がフーゴー・ハーゼを演説者とするのに賛成投票したにもかかわらず、彼を下ろし、彼らの陣営から、少数派が反対していた二人の演説者を決めた。ここにおいて少数派は、いつまでも沈黙させられているのはやめ、議会において多数派とは異なる自分達の意見を表明しようとして決心した。そしてかれらの計画の挫折を予防するためにフーゴー・ハーゼは彼の友人達との了解の上で、議会の議事が始まる直前まで、自分が演説を行なうということ^をフラクション執行部に通告しなかった。その時点ならば、時間が迫りすぎていて、多数派の連中がかれより先の発言申請を出す可能性はなくなっていた。」⁷⁵

ここで危惧されていた「計画の挫折」がなんであったかは、ハーゼが1916年秋に社会民主党の全国協議会において行なった演説の結びの言葉から知ることができる。そこで彼は次のように言っている。

「さて私は、いわゆる奇襲攻撃ということについて述べてみよう。〔……〕確かに私は、

74. Ebd., SS. 174f. を見よ。またこれに関しては以下のもの参照。Protokoll…… Würzburg……1917 (注5参照), SS. 126ff. にある報告, Prager の前掲書 SS. 93ff. 及び Haase の前掲書 SS. 228ff., 更には R. Berger, *Fraktionsspaltung und Parteikrise in der deutschen Sozialdemokratie. Tatsachen und Tendenzen*, Volksvereins-Verlag, M-Gladbeck, 1919; *Material zur Fraktionsspaltung*, als Manuskript gedruckt, hrsg. vom Parteivorstand [der SPD], Belin, April 1916.

75. Haase の前掲書 (注54をみよ), SS. 36f.

憲法のもとに議員としての彼に与えられていた権利を、奪ったのだ。』⁷¹

非常に沢山の場所において、なかんずくベルリン、ハレ、ライプチヒ等において社会民主党の集会がもたれ、そこにおいてリープクネヒトへの連帯の宣言が決議された。このことは、このフラクシオン決定が決してすべての社会民主党の党员達によって矛盾なく受け入れられたのではないということ、宣言するものであった。⁷² 反対派を威嚇したはずの懲罰的な警砲が逆効果となって、フラクシオン内多数派が長い間、戦時公債の可決の問題に対して原則的で政治的な論争を突りあるように進めることを望んでいなかったということ、暴露してしまった。そして多数派はあらゆる手段をつかってその決定を貫徹させようとした。これは、すぐこれに引きつづいて起った激しい論争の出発点であった。そしてこの論争は、労働共同体 (SAG) の創立という事態をもってその頂点に達することになるのである。

少数派がこの警砲に対してどのように反応したかということは、1916年3月24日の議会の様子から知ることができる。そこではある緊急動議が議論の対象になっていた。すなわち、国が1916年4月1日以降も現在行なっている事業を継続していこうとするなら、それは是非可決されねばならないものであった。そして3月24日の午前中⁷³に開かれたフラクシオン会議において、議会ではこの動議に対して論争はしないことが決定されていた。しかし議会が始まるほんの少し前に、フラクシオン会議の決定直後、いまだ党の議長でありフラクシオンの執行部の一人でもあったハーゼが、自分と他の何人かの同志はこの動議に反対すると通告し、そして彼自身がこの動議を承認することへの反対演説を行なった。このハーゼの演説の間、議場は度々混乱に陥り、とうとう議長は——ここでもまた右派社会民主党の賛成をえて——演説者の発言を封じてしまった。そしてその日の午後召集された社会民主党のフラクシオン会議において、フラクシオン執行部から出されたハーゼに対する弾劾決議が、記名投票の結果、58対33、棄権4で承認された。この決議は、事件についての短かい描写につづけて、次のように言っている。

「このフラクシオン会議において〔ということは1916年3月24日午前の会議〕、ハー

71. Prager, *Geschichte*…… (注33を見よ), S. 90f. 参照。

72. *Ebd.* S. 91.

73. Matthias/Pikart, *Die Reichstagsfraktion*……, Zweiter Teil (注31を見よ), SS. 166f. 参照。

て1916年1月の初めに、社会民主党の議員フラクシオンは、リープクネヒトからかれのフラクシオンの同志としての権利を剥奪した。⁶⁷ しかしフラクシオン規制に対するリープクネヒトの新たな違反の方が早かった。すなわちフラクシオンに前もって通告もしないで、リープクネヒトは、たしかに言われているように直接的な効果はなかったかも知れないが、——というのは、政府は彼に対して何ら釈明もしなかったのだから——政府の政策に対しこれを弾劾しようとしたのである。⁶⁸ これはフラクシオンの戦術と一致しないのは確かであった。この規律違反者からフラクシオンの同志としての権利を剥奪するという決議案は、記名投票において25名の反対者にもかかわらず承認された。⁶⁹

この決議の意味は、リープクネヒトを沈黙させることであった。フラクシオンに属さないものは委員会に出ることができず、その発言権も動議提出権も制限されていた。⁷⁰ リープクネヒトは、これは周知のことだが、フラクシオン内での彼の立場の脆さのために、以前から議院内活動の可能性は極端に制限され、長大な演説をさせてもらえるような展望などはなかった。その限りでは彼の行動は、この後も、以前と同様首尾一貫していさえすればよかった。しかしまさにこれは一つの見せしめとなるべきものだった。だからフラクシオンの他の同志達も、これ以上独自の行動をとるなら組織的な制裁がくることを知ったはずであった。しかし少数派は、多くの点でリープクネヒトとは一致していなかったにもかかわらず、精力的に彼の弁護にまわった。彼らは次のように主張した。

「フラクシオンには〔……〕その個々のフラクシオンの同志に対して、あつかましくも裁判官になるなどという資格はない。それ故この決定はあからさまな迫害である。この決定は、リープクネヒトから、かれの選挙人と党全体の意志にしたがって、法と

67. Matthias/ Pikart, *Die Reichstagsfraktion*……, Zweiter Teil (注31を見よ), S. 154 参照。またリュールも2日後リープクネヒトに連帯した。(ebd., SS. 156ff.) *Protokoll*……*Würzburg*……1917 (注5を見よ), SS. 124ff. を参照。

68. *Verhandlungen des Reichstags*…… (注33を見よ), Sitzung vom 11. Januar 1916, SS. 512ff. ; Liebknecht, *Gesammelte Werke*…… (注32を見よ), Bd. VIII, S. 438ff.

69. この投票者の名前については Matthias/Pikart の前掲書 (注31を見よ) S. 155 にある。1月18日以降、リープクネヒトの党所属は、議会の速記録では「いかなるフラクシオンにも属さないもの (b. k. F)」として載っている。 *Verhandlungen des Reichstags*…… (注33を見よ), *Verzeichnisse* (名簿), S. 713 を参照。

70. この決議提案者のブックは、あからさまに、リープクネヒトは委員会や議会で今後発言を禁止されるべきであると言っている。これについては Matthias/Pikart の前掲書 (Zweiter Teil), S. 154 参照。

この議会のすぐ後にフラクシオン会議が召集された。激しい議論のすえ、ダヴィッドの提案——少数派をフラクシオンの同志としては認めないという動議——こそ承認されはしなかったが、⁶² この会議の締めくくりの声明の中で、こうした行為は「最も遺憾な規律確り」であるとされ、「余りにも過激すぎる」⁶³ と判決が下されたのであった。しかしフラクシオン内少数派も、彼らの反対声明の中で、更ためて自分達の行動が党の一致へと向かうように作用するということを、断言したのであった。

「党の統一は、決して少数派の行動によって危機におとしこめられたりしていない、逆に強められたのだ。何故なら、現在大多数の党員大衆は非常に苦しい状態（戒厳令でしかも貧困）におかれている。もし今日の状況下で、彼らが自分では公やけには言えないようなことが、議会においてもいつまでたっても言われないなら、彼らが失望させられることは全くもって疑いの余地のないところである。こうした党員大衆は、先の少数派の行動によって、党に一層強く縛りつけられるだろう。だから党の団結は将来固まっていくだろう。少数派の行動は、分裂ではなく党の統一を促進させるものである。」⁶⁴

こうした信念は、反対派の態度を特徴づけている。議会における自由な意志表示——戒厳令のため党の下部組織における議論は最小限に限られているが故に——と党の統一の保持、リープクネヒトの立場はこれとは異なっていた。彼は自分をスパルタクス・グループに属するものと考え、その政治的実践においては早くから「左派」の潮流に従がい、また左派からもっとも貴重な刺激を受けとっていた。⁶⁵ そして1915年という一年間を通してリープクネヒトが議会でとった行動は、このことを正しく裏づけていた。すなわち議会において、彼はいつもいつも文書による質問状を提出し、戦争政策に対する彼の抗議をいたるところで公やけにしようとしたのである。⁶⁶

先の示威的な規律違反の件は、何ら結論の出ないまま残されていった。もし

62. Matthias/Pikart, *Die Reichstagsfraktion……*, Zweiter Teil (注31を見よ), S. 134.

63. *Ebd.*, S. 134, 及び Prager 前掲書 (注33を見よ) S. 88 参榷。

64. Prager, *ebd.* 参照。

65. インターナショナル派が戦時公債承認をめぐる戦いをどのように考えていたのかを知るためには、*„Die Dezember-Männer von 1915“* in: *Politische Briefe*, Nr. 12 (27. Januar 1916), Nachdruck in: *Spartakusbriefer……* (注40を見よ), SS. 64 f. (in der DDR-Ausgabe (注40) SS. 86ff.) 参照。

66. *Verhandlungen des Reichstags……* (注33を見よ), Drucksachen, SS. 445ff. これは、*Dokumente und Materialien……* (注13を見よ), SS. 253 ff. に復刻されている。

は逆に党の存続に貢献することになるという意見を主張した。

「ハーゼは、われわれの古くからの活動的な同志が、この党に絶望して党から離れようとしていることを、正しく証明してくれた。まさにそれ故にこの少数派の行動は、そうした同志諸君を党に引きとめるための良い結果を作り出してくれるだろう。我々は分裂を考えているのではない。我々はただ多数派と同等の権利を要求しているだけである。なぜならフクシオン内多数派の同志諸君は、党大会の決定を例外としてきたのでなかったろうか。だったら我々もまた我々の行動を例外と考えてもいいではないか。そしてそれを党大会で責任をとる用意はある。我々は、少数派は服従しなければならないという規則を、承認している。しかしまた例外のない規則はない。ここにおいて問題なのは、一つの例外なのである。」⁵⁸

この立場に対して、ノスケが新しい論法をもって反撃した。彼は、あからさまな規律破壊は、労働組合同的に考えるならある種のスト破壊行為を意味すると主張した。⁵⁹ しかしこの党の目標とするものが併合なしの講和というところにまだあったのだとしたら、こうした規律違反的でしかも「党を傷つけるような」行動も、現実には決して「スト破壊」ではないはずだった。何故ならこうした行動は、大衆をして「すみやかな戦争の終結」へと駆り立てこそすれ、それを阻むものではなかったのだから。(シュツットガルト平和決議、1907年)

21票の反対があったにもかかわらず、このフクシオン会議は最終的には少数派の行動の自由を拒絶した。⁶⁰ それにもかかわらず、フリードリッヒ・ガイヤーは議会において、20名の議員の名前のもとに以下のような声明を発表し、その中で、これ以上の戦時公債を拒否する理由を明らかにした。

「情け容赦なく平和へのすべての努力を弾圧し、自由な意志表明を抑圧しようとするこの軍事独裁のために、この議会の外では、公債法案に対する我々の立場を説明することは不可能になっている。[……] 我々の国境と我々の独立性は、既に安全になっている。敵国の軍隊が侵入してくるといふ脅威はなくなった。にもかかわらずこの戦争をつづけるならば、我々他は他のヨーロッパ諸国と同様、その文化の貧困化と荒廃という危機を招くばかりである。平和への願いがすべての国々において頭をもたげはじめ、大きく成長しはじめた。我々がなすべきことは、この平和への要求に力強い起動力を与えることである。我々はこの戦時公債に賛成することによって、我々の平和への意志と我々の敵国で侵略計画に反対している人々を、等しく裏切ることはいできない。我々は、戦時公債を拒否する。」⁶¹

58. *Ebd.*, SS. 116f. 参照。

59. *Ebd.*, S. 130.

60. *Ebd.*, SS. 103, 132.

61. *Verhandlungen des Reichstags*…… (注33を見よ), Sitzung vom 21. Dezember 1915, S. 507. なお, Prager前掲書 (注33を見よ) S. 87 に復刻されている。

した。この「急務」の中では、まず第一に「自由な協定に基づいた」すべての世界との講和ということがうたわれていた。しかしどのような方法でそうした講和がもたらされるのかということについては、この檄文は少しも触れてはいなかった。にもかかわらずこれが及ぼした作用は大きかった。この檄文は、一日も早く平和になることしか望んでいなかった多くのドイツ労働者達の考えと感情を、そのままそっくり映していたのである⁵⁵。

この年の12月には——「目下の急務」が出されてまだ7ヶ月もたないうちに——反対派の一部は、公然と議会において戦時公債に反対する行動をとった。この議会に先立って開かれた12月20日と21日の決定的なフラクション会議については、十分な報告が残っている。ハーゼはその席上、自分は目の前に迫っている議会において、若干の少なくない同志議員とともに、戦時公債の投票に際しては否を投じるだろう、と通告した。彼は次のように言っている。

「この今のフラクションの状態が、少数派がどんどん増えてきて、今や少数派が多数派に転じるだろうと言えるように或いは言わねばならぬようになってきているのなら、もし多多派が寛容な立場をとりさえすれば、この我々が行なおうとしている行為は、フラクションの将来に必らず役立つ戦術の一つだと看做されうるだろう。人はこうした行動は分裂を導くと言うかも知れない。しかしそれは違う。それは分裂を結果することはない。しかしもしフラクションが違う態度をとるとするならば、その不寛容は、分裂へと確実に導くのである。」⁵⁶

戦時公債には公然と反対するが、しかし党の分裂は避けねばならない、こうした考え方がすべての反対派の演説者によって強調された。そして同様に、多数派の代弁者達は異口同音に「フラクション少数派の独自行動は、単にフラクションの分裂ばかりでなく党の分裂」⁵⁷へと導かざるをえないと宣言した。そして確かに歴史的には彼らの方が正しかったことは証明されている。そして勿論、多数派にしても自分達からはこうした結末を防ぐために何一つしなかったことも確かであった。統一という言葉は、かれらにとっては、かれらの意志への服従ということと同義でしかなかった。そうした統一についての考え方に対して、ヴィルヘルム・ディットマンは最も激しく反対した。彼は、少数派の独自行動

55. Matthias/Pikart, *Die Reichstagsfraktion……*, Zweiter Teil (注31を見よ), SS. 101 ff. 参照。

56. *Ebd.*, SS. 105 f.

57. フラクション議長ヘルマン・モルケンブールはこのように言っていた。 *ebd.*, S. 111. 参照。

でたものとなり、その結果、国民大衆の間でも共感を呼ぶことができるような、そんな政策転換を成就するなど考えるのは、全く空想的だとしか言いようがなからう。更にこうした考えは、実際には存在しない党内民主主義なるものを前提し、戦争政策の問題に対する諸決定に際しては必ず適用されたフラクション規制についても無視していると言えよう。

こうした条件をいれて考えてみる場合、この状況を、外見上は似ているそれ以前の状況と比較することはできない。まず第一に、戦争政策の問題は、戒厳令下のため、また党機関紙の一部も自らすすんでそれに従事した自主検閲制度のために、公然と論じられることができなかつたし、また第二に、党大会を開いて、執行部やフラクションの政策への賛否をめぐってある程度前以って議論を行ない決定を下す、ということも不可能だった。換言すれば、一方では戒厳令下ということと他方では党員の大多数が戦場に駆り出されておりその政治的決定に参加することができないという状況にあったのである。そのため議員フラクションには——社会主義者鎮圧法の時代におけるのと同様——全党的な意志形成に際して、決定的な役割が与えられていた。こうした前提のもとでは、どのようなものであれ大衆も参加するような公やけの批判が存在しえないため、一方的に多数派にとって有利な意志形成という歪みを結果せずにはおこなわかつた。反対派の大部分もこのことに気付いていた。だから彼らは、議会において戦時公憤に反対投票はしても、党やフラクションを「分裂」させたり、それから脱退したりすることは望んでいなかった。より正確な言い方をすれば、この「規律違反者達」は、この反対投票で自分達の政治的立場をハッキリ表明しようとしただけだった。だから彼らはあくまでも党とそれに付属する諸団体の中で、その後も活動しつづける意志があつた。しかし旧式な多数派によって厳格な規準が押しつけられてきて初めて、反対派は、自分達が着実に追い出され始めたということを知ると同時に、最終的には新しい自分達のフラクション（そして後に1917年4月には自分達の党）を創る以外に道はないのだということをも、感じないわけにはいかなかつた。

1915年6月19日、カウツキー、ハーゼ、ベルンシュタインは、先に1,000名を超す党役員達が、党指導部への公開書簡において、一連の弾圧についての主流派の責任をただしたのにつづいて、「目下の急務」⁵⁴と題する檄文を公やけに

54. Prager の前掲書（注33を見よ）SS. 72 ff. 及び Ernst Haase により編集された *Hugo Haase. Sein Leben und Wirken. Mit einer Auswahl von Briefen, Reden und Aufsätzen*, (Ottens-erlag, Berlin-Frohnau, o.J. [zum10. Todestag am 7. November 1929], SS. 225 ff. 参照。

それを単にフラクシヨンの内部で批判するだけではなく、公然と公けにそれを暴露していこうと考えたのであった。⁵² これは組織的な分裂の始まりであった。そしてそれは SAG の創立をもって運命が定められた。カウツキーは、後年彼と USPD の関係について述べた覚え書きの中で、この決定が反対派にとって、どれ程高くついた買物であったかを明らかにしようとしている。そこにおいて彼は次のように書いている。

「人は長いこと反対派がやがてフラクシヨンの中で多数派に成長するだろうと期待していた。——しかしこの発展は、労働共同体 (SAG) の創立という事態によりその時点で破られた。確かに反対派の大部分はまだフラクシヨンの中に残っていたが、そこにおいてかれらは、数の上では減少しそのエネルギーな部分も奪われ、その後それまで以上の役割は果せなくなっていた。右派の優位は、この分裂により非常に促進された。これに対して反対派は減少した。反対派は三つの部分に分かれた。スパルタクス派と労働共同体派と今まで通りのフラクシヨンでの反対派とにである。この三つのグループのうち前二者が獲得した運動の自由は反対派全体の弱体化と交換されるといういわば高価についた買物だった。しかし [……] これがどんなに悲しむべきことであっても、やはりこれはその与えられた状況のもとでは避けられないものであった。」⁵³

こうした主張はそれとしての意味もっている。しかしこの考えをズッと引き延ばてて考えてみると、それは結果としてこのようになるのではなからうか。すなわち SPD の議員フラクシヨンは、——党指導部がまさにそうであったように、戦時公債の承認ということを常に擁護してきて、それが或る日突然——党内反対派が多数派になった時点で——全くそれまでとの関連とは無媒介に戦時公債に反対することになる、というようになるのであろうか。しかしそれでは一体、フラクシヨン内の議員なるものは、こうした転向という事態を、自分がその代表として議会に出てきている労働者階級に対し、どうやってそれ以前の方針とつじつまを合せて納得させることができるだろうか。しかも戦時公債を拒否するもの達が、すでにその第一歩をあえて踏み出してしまっていた段階で、なおかつこの公債を拒否するグループが——常に増大しながら——フラクシヨンの中にとどまって、フラクシヨンの中でもまた議会でも明らかに抜きん

52. Hans Herzfeld, *Die deutsche Sozialdemokratie und die Auflösung der nationalen Einheitsfront im Weltkrieg*, Verlag Quelle und Meyer, Leipzig, 1928, S. 31

53. Karl Kautsky, *Mein Verhältnis zur USP. Ein Rückblick*, Verlag Tony Breitscheid, Berlin, 1922. S. 7f. (これは最初、同じタイトルで *Der Sozialist*, Jg. 8 に載った。)

異なる意見をもっているものは誰でも、批判する権利を有している。そうした批判は、しかし、事物に則して党員の精神の中で行なわれなければならない。またこれは、少数派は多数派に従うべきだという義務意識によって担われていなければならない。こうした意識に欠け、多数派の意志や組織の意志に自己を合せていこうとする気持ちに欠けるならば、そうした人間は共同体的な共同労働をかき乱し、党をそこなうように作用する。それ故党指導部は、党の統一と団結とを守るために決して気をゆるめてはならない。」⁴⁹

この時、厳しい批判にもかかわらず、カール・リープクネヒトとオットー・リュールは、(1915年3月20日)議会において公債に反対の投票を行なった。⁵⁰ 彼ら以外の反対派の人々は、しかし、引きつづきフラクシオン規制に屈服した。どのような批判ならば、エーベルトの警告に基づく「党員としての精神」の中での批判と見ることができたのだろうか。また、人が自分をそこへと「適応させ」ねばならない「組織の意志」とは、一体何であり誰であったのだろうか。しかし多数派には、徐々に発言を求め始めた「反対派」が問題にするような実質的な議論をする気はなかった。そして彼らは、戦争への陶醉をもってこうした状態の具体的な分析に代えてしまった。しかし政治的に互いに乖離していく考え方の中で「義務の意識」のみでは、衆論を統一しておくことは不可能になってきた。事実この戦時公債採択の問題に対するフラクシオン会議での賛否の投票数の割合を見さえすれば、反対派が絶えず伸びてきていたのを十分に知ることができるだろう。1914年8月3日のフラクシオンにおける投票では14名の議員が公債の承認に反対したが、それが11月には17名に、更に1915年3月には既に23名に達していた。半年後の1915年8月には反対投票の数は31に増え、更に同年12月には社会民主党の議員フラクシオンのうち44名の同志が、戦時公債へのこれ以上の承認には反対だとしたのであった(これはフラクシオン内での投票数や後に文書で出された声明などから知られる⁵¹)。1915年12月21日の議会において、その前日の12月20日にフラクシオン会議を前もって行なっていたにもかかわらず、44名の反対派のうち20名が公然と戦時公債に反対の投票を行なった。この行動からも判るように、彼らは、今後社会民主党の政策に対し、

49. *Ebd.*

50. *Verhandlungen des Reichstags*……(注33を見よ), Sitzung vom 20. März 1915, S. 134. なお、プロトコルそのものには、反対者の名前は載っていない。(Matthias/Pikart, *Die Reichstagsfraktion*…… (注31を見よ), S. 48 参照)

51. Matthias と Pikart により編集された資料(注31参照、但しここでは *Erster Reihe Bd. 3/1, SS. CLXXVII ff.*)には、議会での投票数についての報告書付きの反対派のリストがある。

はあった。しかし後になって、特に1918年の11月革命以降、USPD に対しては殆ど決定的な影響力をもたなかった。というのは革命後1ヶ月もしないうちに彼らは、USPD と袂を別かってしまったのである。これに代って「反対派」の国会議員達（リープクネヒトは除く）が、USPD の発達とその政策に対して、非常に大きな影響力をもつことになった。だから次には、反対派が、国会議員達に促がされながら、どのようにして党建設にまで進んだのかを正確に調べてみよう。そして同様のことは、インターナショナル派の発展についても行なわれることになろう。

3. 議員フラクションと党指導部

議員フラクションの崩壊という事態は——これは1914年8月4日段階では、議院内でも未だ他の人々には不可視であったが、1914年12月には、リープクネヒトの公然たる行動のお蔭で、フラクション外部の人にとっても気付かれるようになっていた——、1915年というその一年の間に一層明確な姿を見せることとなった。既に1915年3月20日の帝国議会において、フラクション執行部の代表者としてシャイデマンは、レーデブーアの発言の種々の箇所に対して、これはレーデブーアの個人的見解なのだというようにレットルばりを行ない、少なくともこうした方法によって執行部とレーデブーアの発言とを区別せざるをえなかった。⁴⁷

1915年4月7日にエーベルトが党委員会を前にして行なった演説の中には、この次第にハッキリしてきた論争の激しさが特徴的に現われている（「現在の状態」に対する弁明書のことを指す）。エーベルトは組織内の困難さについて述べ、そしてパウル・レンシュ、コンラート・ヘーニッシュ、ハインリッヒ・クローノーといった戦争政策の決定的な代弁者達の本を「まじめに紹介」⁴⁸ するように勧めた。これに対する反対が出ると、彼は次のように述べた。

「私は、全党的な立場から、こうした書物に対する私の言及に対し何が異議を唱えられるべきなのかわからない。党の中に、故意に体系的に混乱をもちこんだ連中がいる。党の組織の基礎を掘り崩している連中がいる。そうすることによって彼らは党を行動不能にした。彼らに対しては最後の力をふりしぼっても対抗しなければならない。
[……]

47. *Verhandlungen des Reichstags*……（注33を見よ）、S. 115.

48. *Protokoll der Sitzungen des Parteiausschusses*, als Manuskript gedruckt, hrsg. vom Vorstand des SPD, Sitzung vom 7./8. April 1915, o. O., o. J., S. 64.

「我々の不屈の意志は、そして我々の確固たる決意は、悲しみや苦しみよりも偉大でなければならない。我々は、この恐怖に満ちた時代を、たんに大きく開かれた目と透んだ意識だけで生き抜いていこうとは思わない。我々はまさに我々の敵の意図を打ちたくことを望む。我々は勝利を望む。」⁴⁴

にもかかわらず、こと勝利ということについては、1914年8月4日の議員フラクションでもただの一度も口に出して言われはしなかったのであった。

種々なる反対派のグループが合流し一つの統一的な政治的運動となり、それが USPD という組織を形づくっていく過程は、色々な次元で進行していった。まず第一には、公式の党委員会や特に議員フラクションの中で、また第二には、反対派に属する地方組織間の緊密な関係の形成という次元で、それは進行した。更に三番目としては、比較的早くから組織的に固まっていたスパルタクス・グループ（これは、彼らにより非合法に出版されていたスパルタクス書簡にちなんで名付けられたのだが）との共同作業の中から、それとは異なって後に USPD の構成員になっていく部分が生れてくるという過程もあった。

ブレーメンの「左派急進派」はこうした発展とは別の進み方をした。すなわち彼らは、こうした政治的主義・主張の大まかな結合ということに関わることを拒否し、彼らの独自の組織（国際的社会主義者、後にはドイツ国際的共産党—IKD⁴⁵）を創り、古い党の分裂にその道をひらいた。このパウル・フレリッヒとヨハン・クニーフを中心としたブレーメンの「左派急進派」は、スパルタクス・グループよりも一層政治的にはポリシェヴィキに近い立場に立っていた。かれらは、第一次大戦前このブレーメンで長い間活動していたカール・ラデック以上にレーニンとの結びつきを重要視し、その機関紙 *Arbeiterpolitik* には、ラデックとならんでレーニン、ジュノヴィエフの寄稿を掲載していた。そして党の分裂という問題については、ローザ・ルクセンブルク⁴⁶ やインターナショナル派と対立していた。

スパルタクス・グループは確かに反対派の意志形成に対して寄与するところ

44. これは Prager の前掲書（注33を見よ）S. 50から引用した。またこれについて、Philipp Scheidemann, *Memoiren eines Sozialdemokraten*, Carl Reissner-Verlag, Dresden, 1928, Bd. 1, SS. 327ff. には独自の説明がなされている。

45. 詳しくは、Erhard Lucas, *Die Sozialdemokratie in Bremen während des ersten Weltkrieges* (= *Bremer Veröffentlichungen zur Zeitgeschichte*, H. 3), Carl Schünemann Verlag, Bremen, o. J. [Copyright 1969], 参照。

46. Gracchus [Rosa Luxemburg], „Der offene Brief an die Gesinnungsfreunde“, in: *Der Kampf*, Duisburg, Nr. 31 (6. Januar 1917); Nachdruck in: *Dokumente und Materialien*…… (注13をみよ), SS. 522 ff.

対する祖国の防衛というようなことは、最早殆ど言われなくなっていた。そして種々のグループにより公然と宣伝されていたこの戦争目標に代って、明らかにもっと露骨な侵略的目標が承認されていった。³⁸

12月の第二回目の戦時公債承認に際してカール・リープクネヒトは——議員フラクシオンの中での激しい論争の後³⁹——議会において戦時公債に反対の投票を行ない、それによってフラクシオン規制を破った。彼は議長に対して、自分の行動理由を文書で説明したが、この文書は——議会規定第59条により——速記録には載せられなかった⁴⁰。リープクネヒトは、それまでのフラクシオン規制への服従という態度を捨て、このまさに決定的に重要でかつ原則的の意味をもつ問題において公然と独自に行動したが、すぐこれにつづいて1915年の初めに、この彼の行動のいわば付録物のようなものによって、先の自分の態度変更を一層促がされることとなった。すなわち、右派社会民主主義者の政治的行動や彼らの大っぴらな戦争擁護が、連邦政府の政策遂行という所から考えてもなんら有害なものではなくなっていく中で、⁴¹ 社会民主党の議員フラクシオンの議長は *Vorwärts* に声明⁴² を載せ、その中で、リープクネヒトと彼の規律違反に対して猛烈な怒りをぶちまけたのであった。そしてあらためて1915年2月2日にリープクネヒトの「フラクシオンへの敵対」行為を議論するためのフラクシオン会議が開かれ、そこにおいて、彼のとった行動は「過激にすぎた」との判断が下された。⁴³ すぐこれに引きつづいて、1917年4月に至るまでの2年に及ぶ原則的な議論が始まった。その口火を切ったのは、シャイデマンのゾーリンゲンの選挙人への挨拶である。そこでは以下のように述べられていた。

38. これについては以下の資料を見よ。Dokument Nr. 7 in *Geschichte……Arbeiterbewegung* (注14を見よ), Bd. 2, SS. 435 ff., 448ff.

39. Prager, *Geschichte……* (注33を見よ), SS. 43f.; Liebknecht, „Klassenkampf……“ (注32を見よ) SS. 54, ff.; Matthias/Pikart, *Die Reichstagsfraktion……* (注31を見よ), S. 8 ff. 等参照。

40. „Zur Kriegssitzung des Reichstags“ in: *Spartakusbrieife*, ed. Ernst Meyer, Bd. 1, 2, 1926, Berlin, SS. 1f.; Abraham Joseph Berlau, *The German Sociol Demxtratic Party 1914-1921*, New york. 1949. SS. 139ff. 等を参照。

41. これは、例えば ジュデクムのとった行動にもあてはまる。また Matthias/Pikart, *Die Reichstagsfraktion……* (注31を見よ); SS. 23ff. や 1916年の SPD の全国協議会でのハーゼの演説 (*Protokoll der Reichskonferenz der Sozialdemokratie Deutschlands vom 21., 22. und 23. September 1916*, Berlin, o. J., SS. 59f.) を参照。

42. Liebknecht, „Klassenkampf……“ (注32を見よ), S. 66 に復刻されている。

43. *Ebd.*, SS. 79ff.; Prager, *Geschichte……* (注33を見よ), SS. 53ff.; Matthias/Pikart, *Die Reichstagsfraktion……* (注31を見よ), S. 25 ff.

——たとえそれが政治的動機からであれ道徳的動機からであれ——なによりも平和的に行動し考えるグループであり、なぜ社会民主党が目前に迫っている戦争に対して積極的にそれを支持することを公言するのか理解しえなかったし、それ故それを認めることもできなかった。特に、ロシアやフランスの侵略に対してドイツを守らねばならないのだとするドイツの戦争プロパガンダの表現が、馬鹿げた恐怖話として簡単に暴露できることが明らかになってからは、一層そうであった。祖国防衛ということが第一義的問題でなくなったとして、それでもまだドイツ政府が敵国に対し、併合なしの講和を申し出ることをかたくなに拒否するとするなら、そこにはただ、ドイツは防衛戦争を行なっているのではないという説明しか残らなくなる。そしてこの社会民主党の戦争政策に対する平和主義的な反対者の中には、「左派」に対して初期の党内論争以来反対してきた人々が多く見い出される。そしてその中の最も目立った存在が、エドワルト・ベルンシュタインだった。

第三のグループは「マルクス主義中央派」と呼ばれ、これはカウツキー、ハーゼ、ヒルファーディング、ヴルム、フォグテル、ボックといった人々を中心にしていた。

そして、ここではまだ全く大雑把な見とり図しか述べてきていないこれら三つの政治的潮流から、1914年8月以降一つの流れが生れた。これが、1917年4月に（たとえカウツキーの意志とは反対であったにせよ）社会民主党の多数派からドイツ独立社会民主党として分裂し、その2・3年後には自立した政党として歩み始めることになるのである。³⁶

全会一致の戦時公債可決の後、議会は1914年12月まで——第二回目の可決——休会であった。³⁷ その半年間の軍事面での戦闘経過は、戦時公債承認のための弁明として最初の社会民主党の討議において決定されていたあの単なる領土防衛などというところとは、全く異なる様相を示していた。戦争勃発後しばらくは、ドイツ軍はすべての戦線において非常に敏速に進軍した、しかし、1914年秋にはすでに、マルヌの戦い以降、この戦争が輝かしい勝利をつづけて短期間で終るような戦争ではなく、長くつづく陣地戦にならざるをえないだろうということが明らかになってきていた。そして攻撃的なツァーリズムの野蛮さに

36. これについて詳述しているものに下記のものがある。Robert F. Wheeler, *The Independent Social Democratic Party and the Internationals: An Examination of Socialist Internationalism in Germany 1915 to 1923*, Diss, Pittsburgh, 1970, University Microfilms 71-14,489, Ann Arbor, Mich., SS.4ff.

37. *Verhandlungen des Reichstags*…… (注33), S. 12.

労働運動の原則を拡張政策を志向する国家一経済指導者達の民族的・資本主義の利害に従属させるような、この基本的な態度決定こそが、社会民主党の分裂という事態を本質において表現するものであった。1917年4月に USPD として結集していくあの反対派は、この事実をもとにして結晶していった。³⁴

しかし戦争が勃発して何ヶ月もたたないうちに、社会民主党の政策を拒否するという点では同じでも、それぞれの立場に応じて区別される反対派のグループが生じてきたのが見てとれる。第一のそれは、「左派」の潮流であり、これは、社会民主党の党大会等ではすでに今世紀の初めから、修正主義論争やマッセンストライク論争において理論的に急進的な立場をとっていたグループであった。このグループは、なかんずくローザ・ルクセンブルク、フランツ・メーリンク、クララ・ツェトキンそしてある時はカール・リープクネヒトによって指導されていた。彼らは今ここで勃発した戦争の中に、ブルジョア社会の展開についての彼らの分析が正しかったことの証しを見、社会民主党や労働組合によって叫ばれている城内平和ということに対し、戦いを挑んだ。そしてこのグループは1915年以後、かれらが発行していた雑誌にちなんで、「インターナショナル派」とか後には「スパルタクス・ブント」と呼ばれた。たしかにかれらは、かれらが1918年12月に USPD との関係を断ち独自の党を建設していったということ以外には、後の USPD の歴史にとって、余り重要な意味はもたないが、しかしかれらは、党内「反対派」すなわち未だ組織化されていなかった USPD の先駆者達の生成と発展にとって、決して無視できない影響を与えた。「インターナショナル派」は、社会民主党の政策に対しては もちろん、それへの単なる「平和主義的な」反対派に対してもラディカルな批判を加えたが、この批判により、後の社会民主主義労働共同体 (SAG)³⁵ の支持者達は、自分達の立場について休む暇なく徹底的に考えねばならなくされたのだった。すなわち「インターナショナル派」は、後の SAG が多数派の政策から離れようとする際の触媒として作用したのである。更に、USPD 内部での1918年11月に至るまでの急進化の過程も、こうした「インターナショナル派」の批判を考慮しないならば、理解不可能になってしまうであろう。

社会民主主義者が作った第二のグループについて見てみよう。かれらは、

34. Rosenberg, *Entstehung*…… (注. 24), S.108 を参照。

35. これについては、この本の中でも後に述べることはあるが、「反対派」は1915年12月に議会で戦時公債への反対投票を行った。そしてこの規律違反のために SPD のフラクションから除名されることになった。そして彼らは、後の USPD フラクションの先駆である SAG を結成したのである。

込むことは許されなかった。その上ハナウアー選出の左派(!)の議員ホッホによって、議会の投票ではフラクション規制が前もって考慮されるべきだという提案が、そこに付け加えられた。ここにおいても、少数派の得票を公開せずに敵の前では一致して投票するという社会民主党内部で常に行なわれてきた実践パターンの方が、公債可決に反対するすべての論拠よりも強かったのだった。

しかしこのようなみせかけの一致は、後の激しい葛藤を指し示している。ここでは実際にフラクションに従わない少数派を切り捨てていったのである。しかしここでは、あらゆる抗議にもかかわらず、この少数派でさえも、戦時公債の代弁者達の論法を完全には拒否できなかった。もしも本当に公債に賛成することが「社会民主党の原則への裏切り」であるとしたら、議会においても公然と多数派の決定に対して反対しなければならなかったはずであった。しかしながらインターナショナルの決議も、その祖の見解と同様、明確なものではなかった。その結果、すべての議員達はこのフラクション規制に屈服したのだった。もっとも鋭く反対していたものたちも同様だった。たとえば SPD の議長で後の USPD の議長でもあったフーゲー・ハーゼは、フラクションの厳しい決定に従って彼自身の政治的信念に反して、ドイツ議会において、社会民主党はそこに要求されている戦時公債に賛成するという主旨の社会民主党としての声明を行なった。その声明は以下のように述べている。

「今我々は戦争という厳然たる事実と直面している。敵の侵略という恐怖が我々をおびやかしている。戦争に賛成か反対かという問題が、今日我々が決断せねばならない問題なのではなくて、祖国の防衛にとって必要な手段は何かということが問題なのだ。[……] この我々の熱い願いを、党派の違いを越えて祖国の旗のもとへと召集された我々の兄弟達のもとへととけようではないか。[……]

あの自分自身の民の最も優れたものたちの血をもって汚されてきたロシアの専制主義が勝利するならば、我々の民族とその自由な未来とにとって、たとえすべてとは言えないにしても、多くのものが賭けられることになる。この危険に対して防衛することは、我々自身の国の文化と独立とを保証することである。[……]

だから我々がいつも強調してきたことを実行しよう。我々は危機の時にあって祖国を見殺しにするようなことはしない。」³³

民族的政策を支持し、自らをその一部と承認してきたインターナショナルな

33. *Verhandlungen des Reichstags. Stenographische Berichte, XIII. Legislaturperiode, II Session, Bd. 306, SS. 8 f* これは Eugen Prager, *Geschichte der USPD, Berlin, 1922, SS. 24 f.* に復刻されている。(山本統敏編、『第二インターの革命論争』, p. 504 に、上のハーゼの声明は訳出されている。)

軍隊の生活を通して、かれら自身その力を予感していなかったので、いつの間にかその強い影響下におかれていたのだということを、明らかにした。そして社会民主党のあらゆる抵抗にもかかわらず、労働者達はこの危機の時にたって国民として物事を考えることになった。そしてその際、ツァーリズムへの憎悪がそれを強めるように作用したことは、容易に見てとれよう。

しかし8月の初めには、社会民主党の指導的な諸委員会の中でさえ、インターナショナルの宣言を忠実に守るなどということ望んでいるのは少数であることがハッキリした。この危機の状態の中で、誰も祖国を見捨てるなどということとはしなかった。³⁰ そして社会民主党右派が、我々は民主主義者として、我々が代表している大衆から離反することなど許されないのだと表明を出すに至って、党と大衆を結ぶ円環は完結した。戦争への陶醉の中では、戦時公債を拒否するなどということは、社会民主党が、かれらに俸げられている労働者の信頼を濫用することをしか意味しない、とされたのだった。

1914年8月3日の社会民主党議員フラクシオンの決定的な会議では、政府によって要求されていた戦時公債の採決に際して、如何に対処すべきかということが色々と議論されその結果あの決定がなされたに違いない。しかしこのフラクシオン会議の議事録には、そこでの議論についてなんの資料も載せられていない。³¹ ただ若干の議員達による記録は残されている。(リープクネヒト、ハーゼ、ディットマン、ダヴィット)³²

戦時公債に賛成するという動議は、そのフラクシオン会議において、78対14で可決された。そこで議会向けに作成された声明文の中には、今まさに勃発した戦争の性格を批判するような意志表明(例えば、いかなる侵略も拒否するか、フランスの兄弟同志への共感の挨拶であるとか)については、これを盛り

30. 大戦勃発時の各国での党の立場については Carl Grünberg により編集された資料集, „Die Internationale und der Weltkrieg. Materialien“, in: [Grünbergs] *Archiv für Geschichte des Sozialismus und der Arbeiterbewegung*, Jg. 6 (1916), SS. 373 ff.; Jg. 7 (1916), SS. 99ff. 参照。

31. Erich Matthias と Eberhard Pikart が改訂した以下の資料参照。
Die Reichstagsfraktion der deutschen Sozialdemokratie 1898 bis 1918, Zweiter Teil: 1914 bis 1918, Droste Verlag, Düsseldorf, o. J. [Copyright 1966], SS. 3 ff. また, Susanne Miller, „Zum dritten August“, in: *Archiv für Sozialgeschichte*, Jg. IV (1964). SS. 515-523.

32. Grünberg, „Die Internationale……“ (注30参照), Jg. 6, SS. 441 ff.; Karl Liebknecht, „Klassenkampf gegen den Krieg. Materialien zum, Fall [Liebknecht“, in: Karl Liebknecht, *Gesammelte Werke und Schriften*, Bd. VIII, Dietz-Verlag, Berlin (DDR), 1972, SS. 1ff., 19ff.

のツァーリズムに対する戦いという合言葉にとびついたのであった。』²⁶

こうした論拠がいかに強力に作用したかということは（そしてここでも人は、実際にマルクスやエンゲルスを引き合いに出すことができたのであった——たとえ彼らがその立場を定式化したのは、異なった歴史的状況においてであったにしても）²⁷、それから3年もたった1917年のヴェルツブルクの党大会で、帝国議会での議員団の行動について、社会民主党員のダヴィッドが行なった報告の中にも、まだ明確に感じとられる程である。そこでは、アンチ・ツァーリズムというモチーフが前面にでていた。²⁸

しかし、党執行部の右寄りの指導であるとかツァーリズムの妖怪といったこととならんで、更に重要な問題が付け加えられなければならない。すなわち労働者階級の戦争熱が明らかにされる必要がある。ヘンリエッタ・ロランドホルストは、戦争勃発後、これについて以下のように書いている。

「今日の戦争は、『インターナショナルの思想』が、我々が10年前や12年前に信じていた程には、プロレタリアートの中に深く根を下ろしてはいなかったということを証明したばかりでなく、他の色々の思想と同じくこの思想も、たとえこの思想の側にも『味気のない醒めた利害』なるものは存在していたとしても、無意識のうちに抗らいがたい力で突然現われてくる感情とか気分とか愛着とか病的な興奮状態とかといったものに対しては、無力のままであったということをも証明したのであった。』²⁹

民族的な絆が、突然重要なものとして、いやまさに運命的なもののように感じられるようになったということは、労働者階級の人々がカイザー時代のドイツを通して社会的には全く認知されていなかったにもかかわらず、学校や職業や

26. *Illustrierte Geschichte*……（注16参照），S. 97. なお、マルクスやエンゲルスの引用で正当化を試みたものとしては、Eduard David, *Die Sozialdemokratie in Weltkrieg*, Verlag Buchhandlung Vorwärts, Berlin, 1915. がある。

27. 一つだけ例を挙げれば、Friedrich Engels, „Der Sozialismus in Deutschland“, in: *Die Neue Zeit*, Jg. 10, I, SS. 580ff. (特に586ページ参照) がある。

28. *Protokoll*……*Wurzburg*……1917 (注5参照), SS. 63, f., S. 67.

29. D. van Blom, „Schriften niederländischer Sozialisten über den Krieg“, in: [Grünbergs] *Archiv für die Geschichte des Sozialismus und der Arbeiterbewegung*, Jg. 6 (1916), S. 316, ここで提起された問題についてより詳しく知ろうとするなら、以下のものを参照のこと。Arcadij Gurland, *Das Heute der proletarischen Aktion. Hemmnisse und Wandlungen im Klassenkampf*, Laubsche Verlagsbuchhandlung, Berlin, 1931, SS. 137ff., 同著者による „Die Strömungen im modernen Sozialismus“, in: *Bücherwarte. Zeitschrift für sozialistische Buchkritik*, Jg. 3 (1928), H. 10, SS. 293ff.

者達は、公然と、もしドイツに対するロシアの攻撃の危険がホンの少しでも生じたならば、自分達は動員体制に対して殆ど抵抗できないだろし、たとえそれができるとしてもそれを望まないだろうと表明した。」²³

年老いたベーベルは、あの憎むべきツァーリズムに対する戦争なら、まだ自分自身で「肩に銃をかつぐ」だろうといったが、有名になったこの言葉からも推察されるように、祖国防衛の問題に対する社会民主党の立場は、その時その時の事情に応じて様々に決定されていったと言えよう。マルクスもエンゲルスも、この問題についてどんな場合でも等しく妥当するような明確な答を残してはいなかった。戦争を弁護するものも、自分達の決定等に対して、マルクスやエンゲルスを証人として引き合いに出すことも可能であった。²⁴ 左派は、戦争勃発後は如何に行動すべきかについての明確な戦術を、今も書いたように、持ち合せていなかった。しかし右派が、労働組合からの暗黙の了解をとりつけ、この困難な問題に対して明確なイメージを作り出していたが故に、この無策ということは左派に対して手ひどい報いとなって返ってきたのであった。

このように考えてくれば、指導部内部での急激な方向転換ということについては、一応説得的な説明ができるだろうが、しかしそうした一連の説明の中にも、まだ無視しえない間隙は残されている。すなわち、7月の終りにはまだ約10万人という規模で戦争反対のデモンストレーションをやっていたあの大衆の態度から、どのようにしてその突然の転換を理解したらよいのだろうか。これを説明するためには、全ての自由にとっての傲慢な敵、ヨーロッパ反動達の守護神・ツァーリズムに対し、その自由と幸福に対する汚らわしい攻撃を阻止すべきであるという、あの何度も使い古されたやり方がここでもその責任を負わねばならない。それはただ次のように説明できよう。

「それ故ベートマンは、まさにロシアによって攻撃されることを切に願っていたのであった。あのツァーリズムによる脅威とコサック兵の亡霊とは、ドイツの労働者階級に対して必らずや影響を及ぼさないわけがなかった。ツァーリズムに対する憎しみは、社会主義的運動の一つの伝統であった。²⁵ そして新たに登場した社会民主主義的な戦争弁護論者達は、彼らの帝国主義への追従を革命的に理由づけするためにも、こ

23. *Ebd.*, SS. 166f. ; vgl. Balabanoff, *Erinnerungen……* (91を見よ), SS. 55 ff.

24. Arthur Rosenberg, *Entstehung der Weimarer Republik*, Europäische Verlagsanstalt, Frankfurt a. M., o. J. [Copyright 1961], SS. 68ff.

25. 例えばリープクネヒトが1914年にロシアの刑務所の恐怖について書いた報告にも、そうした痕跡が明らかに読みとれる。Haupt の前掲書 (注15) SS. 268ff.参照。

争に反対するすべての宣言・主張が右派・左派といったこととは無関係に、党指導部全体によって隠蔽されてしまったのかも知れない。¹⁹ しかしこの戦争が避けられないものになってきた時には、平和的なそれ故まさに「愛国的な」政策を支持する右派が、党執行部と議会フラクション内部で多数派を占めているということが明らかになった。この目前に迫った戦争勃発を予想していなかったが故に、少なくともマルクス主義中央派と左派の内部ではそうした予想をしていなかったことだけは確かであるが、もし戦争が今ここで現実のものとなったらどのように振る舞うべきかという問題は十分に論じられぬまま残されていた。その上またこのことは、国際社会主義事務局（ISB）にも同じように言うことができた。1914年7月終りのブリュッセルでのその最後の会議においても、戦争の回避について何の疑問も出されなかった。²⁰

ドイツ社会民主党の内部で祖国防衛という問題が、スッキリと解決済みであったなど言うことは誰にもできない。たしかに右派にとっては、戦争勃発後のかれらの行動やかれらの印刷物更にはその演説・声明といったものからも判るように、²¹ この祖国防衛という問題はなんら問題とはならなかったが、しかしながら左派にとってもマルクス主義中央派派の内部でも、この祖国防衛の問題については何一つ解決されてはいなかった。あの ISB の最後の会議においてハーゼは、「我々は、ドイツが平和を望んでいることを知っている。しかしもしロシアが介入してきたなら、その時はドイツも介入しなければならない」²²と述べている。このハーゼの発言は、イギリス労働党のブルース・グライザーの回想録（1917）の中に、以下のような形で残されている。

「戦争が始まる直前の最後の事務局会議において、当時のドイツ社会民主党の指導

19. ローザ・ルクセンブルクでさえも7月の終りになっても、「ドイツ政府の無能な指導者達が、ロシアとフランスとを、そして最終的にはイギリスまでも敵にまわすような戦争に踏み切ることへの恐怖と危険とを引き受け」てしまっていたなどとは信じていなかった。彼女はこれを *Sozialdemokratische Korrespondenz vom 28. Juli 1914*、の中で書いている。（Haupt の上掲書、S. 165 から引用）。尚 Angelica Balabanoff, *Erinnerungen und Erlebnisse*, Laubsche Verlagsbuchhandlung, Berlin, 1927, S. 55, には当然のことながら違う評価が出されている。それについては Haupt 前掲書 S. 218 の注4を見よ。

20. Protokoll in : Haupt, *Der Kongreß*……（注15を見よ）、SS. 177f.

21. これら刊行物の発行部数は おびただしいものであった。中でも Konrad Hoenisch, *Krieg und Sozialdemokratie*, Verlagsanstalt Auer, Hamburg, 1915 と Paul Lensch, *Die Sozialdemokratie thr Ende und ihr Glück*, Hirzel-Verlag, Leipzig, 1916.

22. Haupt, *Der Kongreß*……（注15を見よ）、S. 189.

いない！戦争などたつきつふせ！インターナショナルな民族の兄弟万才！¹³

これに呼応するように多くのドイツの都市において労働者の集会が催され、そこにおいて戦争勃発の危機に対して反対の態度が示された。¹⁴ しかしながらそれにもかかわらず、こうした社会民主党の労働者の大々的な抗議声明より重要に見えるのは、ジュデクムという名前の男を通してその特徴が大よそ把まえられる党指導部右派の動きであった。ジュデクムは、二度にわたる個人的会見の後、¹⁵ 1914年7月29日に時の首相ペートマン・ホルヴェークに手紙を送り、恐らく勃発するであろう戦争についての社会民主党の基本的な関わり方について書いている。その中で彼は、エーベルトやブラウンやパーテルやフィツシャーとの会見において、「——まさに平和のためにつくしたいという願望から——たとえある種の行動（ゼネスト、個別的スト、サボタージュなど）が計画されても、決してそのような種類の行動は行なわず、あるいはそれを行なう心配すらもない」ということを確信させられた、と報告している。¹⁶

ゲオルグス・ハウプトは、第二インターの大会が予定されていたのに開催されなかった事情について述べた本の中で、党指導部のアクティブな右派のそうした外交的処置の中に、「マルクス主義中央派」（ハーゼ、カウツキー）に対する右派の最終的な勝利が現われている、と結論づけている。¹⁷ しかしこうした見方は余りにも定式化されすぎているようにも思える。ドイツ社会民主党の陣営では1914年の6月の大会でも、戦争が勃発するなどということをも誰も本気で予想してはいなかったと言えるかも知れない。¹⁸ まさにこうした理由から、戦

13. *Vorwärts*, Jg. 31, Nr. 200a (25. Juli 1914); これは以下の中に復刻されている。
Dokumente und Materialien zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, hrsg. vom Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Reihe II, Bd. 1, Dietz-Verlag, Berlin (DDR), 1958, SS. 11 f.
14. *Dokumente und Materialien*……, *ebd.*, SS. 13 ff.; *Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung in acht Bänden*, hrsg. vom Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Bd. 2, Dietz-Verlag, Berlin (DDR), 1966, SS. 208 ff.
15. Georges Haupt, *Der Kongreß fand nicht statt. Die Sozialistische Internationale 1914*, Europa Verlag, Wien/Zürich/Frankfurt, o. J. [Copyright 1967], SS. 174 f.
16. Albert Südekum an Bethmann Hollweg, 29. Juli 1914, in: *Dokumente und Materialien*…… (注13を見よ), SS. 17ff. またこの他にも Haupt の上掲書 (注15) S. 169 及び *Illustrierte Geschichte der Deutschen Revolution*, Internationaler-Verlag, Berlin, o. J. [Copyright 1929], S. 96 を参照。
17. Haupt, *Der Kongreß*…… (注15を見よ), SS. 169ff.
18. *Ebd.*, SS. 164ff.

この会議は、労働者階級となかなくその議会で代表者達が、ブルジョア社会の階級的性格が露骨になり、民族的対立を執拗に強めていこうという動機が露骨になりつつある中で、全力をあげて海陸両軍の戦争準備に対して闘かい、そのための手段を拒否し、更には労働者階級の若者達を民族兄弟と社会主義の精神で教育し、階級意識で満ちた努力をすることを、その義務だと考える。

もし戦争勃発のおそれが生じたなら、その当該諸国の労働者階級及びその議会代表者達は、インターナショナル・ビューローの総括的活動を背景にして、自分達にとってもっとも重要と思われる手段を講じて、この戦争の勃発を阻止するために全力をつくすべきである。そしてそこでの手段とは、階級闘争の尖鋭化と一般的政治状況の尖鋭化とに応じて当然変っていくものである。

しかし、にもかかわらずもし戦争が勃発してしまったならば、そこにおける彼らの義務は、この戦争の速やかな終結に対して責任をもち、この戦争によってもたらされた経済的・政治的危機を国民大衆の覚醒のために利用しつつ、よってもって資本制的な階級支配の廃棄を早めることに全力をつくして取り組むということである。』¹²（強調、引用者）

明らかにこの決定によって、平時においてはいかなる軍備拡張に対してもこれを拒否し、戦争勃発の直前においては戦争の煽動者達に対して積極的に闘い、戦争勃発後は資本制的な支配体制の危機を階級支配一般の廃棄のために徹底的に利用しつつ、ということが定式化されたように見えた。シュツットガルト決議の精神は、社会民主党執行部の政策に対しても、あのサラエボ事件後のほんの短かい期間は、それを規定していたように見えた。党議長の一人であったフーゴ・ハーゼは、他の同僚の首脳達に断りなく、1914年7月25日に檄文を発し（Vorwärts に印刷された）、その中で昔から知られた信頼できるやり方で以下のことを簡潔に表明した。

「階級意識に目覚めたプロレタリアートは、人類と文明との名において、戦争煽動者達のこうした犯罪的な行動に対し、激しい抗議を起している。

党员同志諸君。我々はただちに大衆集会を開き、階級意識に目覚めたプロレタリアートの確固たる平和への意志を表明しようではないか。

今や重大な時が来た。最近10年程の間のいかなる時よりも重大な時が来た。

危険が迫っている。世界戦争の恐れがある。

平時においては我々の口を封じ、我々を軽蔑しそして搾取していたあの支配階級の連中は、我々を弾の餌食にしようとしている。いたるところで独裁者達に対して以下のことをかれらの耳の中にまで響かせてやらねばならない。我々は戦争など望んで

12. *Internationaler Sozialisten-Kongress zu Stuttgart. 18. bis 24. August 1907, Berlin, 1907, SS. 65f.*

キーヤルドルフ・ヒルファーディングを中心にしたグループであり、「修正主義論争」の頃にはまだ後の「左派」と共同戦線をはってはいたが、大戦直前の10年程の間には、その実践的結論においては、むしろ「修正派」に、あるいは左派に反対の立場をとる労働組合員に協調していた。かれらにとっては、カウツキーによって定式化された「消耗作戦」という戦術がブルジョア国家の戦闘能力を失なわせるためのおあつらえ向きの手段であった。そしてかれらは、マッセンストライクという手段によって敵を打倒するという作戦は、まさにこれまで獲得してきたものに対して軽率に疑いを提起するものにすぎないと考えていた。

今まで述べてきよたうな大戦前の戦線が、第一次大戦勃発後も各政治的潮流を分かつ境界線であったのだろうか。それとも新しい分裂や新しい同盟・連合といったものが、そこから結晶してきたのだろうか。

2. 世界大戦の勃発と社会民主党

1914年6月にセルビアの民族主義者によるオーストリア皇太子暗殺という事件が起った後は、戦争の勃発はたんに時間の問題となった。ドイツがこのオーストリアとセルビアの紛争を利用し、フランスとイギリスに対する経済的立場を強化し、「陽のあたる場所」を征服しようとしているのは明らかであった。帝国議会で最大の議員団をもち労働者階級の伝統ある党であったこのドイツ社会民主党は、この戦争の勃発に対してどのような態度をとろうとしていたのだろうか。かれらは、シュツットガルト（1907）やコペンハーゲン（1910）やバーゼル（1912）でのインターナショナルな社会主義者会議での決定を、忠実に守ろうとしていたのだろうか。そして、労働運動のインターナショナルな統一を更に支持していこうとしていたのだろうか。それとも彼らは、なによりもまず第一に国家的に物を考え、君主制的でユンカー—資本主義的なドイツをその状態において「弁護」しようとしていたのだろうか。シュツットガルト会議での決定は、後のコペンハーゲンやバーゼルでのインターナショナルな決定の基礎となるものであったし、また後に USPD の指導者達がそれを引き合いに出すことになったものでもあったが、そのシュツットガルト会議の決定が最も特徴的に表現されている章の中で、そこに派遣されたすべての社会主義的政党の代表者達は、次のように言っていた。

化されるべきだろうかという問題に集中していった。だからマンハイムの党大会において、労働組合によるあからさまな意志表明に迎合する形で、この大衆闘争が望ましい政治的闘争手段としては拒否されたということが、急進的な政治的潮流に対しそれが現実から遊離して個有に発達していくことを早めたのだった。

ようやくここにおいて、ローザ・ルクセンブルクやフランツ・メーリンクやクララ・ツェトキンを中心とした「急進派」を問題にするのが可能になる。かれらは、すでに紙の上では承認されていた理論的な諸仮説を実践に移すことを望んでいたものであり、またたんなる実際的一改良的な行動よりも階級闘争の立場に大きな意味を見出ししていたのであった。そして既にローザ・ルクセンブルクは彼女の『社会改良か革命か』¹⁰の中で、——これはまだ後の「マルクス主義中央派」との一致のもとに作成されたものであるが——実際的一改良的行動も決して無意味というわけではなく、それはまさに社会改良への必然的諸前提を作り出しもするが、ただ問題はそうした活動がどのようなパースペクティブとどのような政治的目的をもってなされるかにあるのだ、ということを立てていた。

今世紀の初めのマッセン・ストライク論争において頭角を現わしてきた「左翼」は、第一次大戦勃発後は反対派の「強固な核」に属し、後にスパルタクス・ブントと名乗ることになった「インターナショナル派」の先駆者であった。

このようにマッセンストライク論争後ようやく左右両翼の違いが際立ってくるに従いがい、あの「マルクス主義中央派」あるいは——ローザ・ルクセンブルクの言っているように——「泥沼派」¹¹ という存在が次第に目立つようになってきた。すなわち彼らは、党執行部のアウグスト・ベーベルやカール・カウツ

10. Rosa Luxemburg, *Sozialreform oder Revolution*, Leipzig, 1899. 復刻版としては下記の二種がある。Gesammelte Werke, Bd. III: *Gegen den Reformismus*, hrsg. von Paul Frölich, VIVA, Berlin, 1925, SS. 35–100; in: *Gesammelte Werke*, hrsg. vom Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Bd. Ⅱ, Dietz Verlag, Berlin (DDR), 1970, SS. 369 ff. (『社会改良か革命か』、『ローザ・ルクセンブルク選集』vol. 1, pp. 154–246)
11. Rosa Luxemburg „Nach dem Jenaer Parteitag“, in: *Die Internationale. Zeitschrift für Theorie und Praxis des Marxismus*, Jg. 10, S. 151 (H. 5. 1. März 1927) (『イエーナ党大会を終えて』、『ローザ・ルクセンブルク選集』, vol. 3, pp. 20–33) ——これについては下記の本を参照されたい。Erich Matthias, „Kautsky und der Kautskyanismus. Die Funktion der Ideologie in der deutschen Sozialdemokratie vor dem Ersten Weltkrieg“, in: *Marxismusstudien (Schriften der evangelischen Studiengemeinschaft)*, 2. Folge, Tübingen, 1957, SS. 151 ff.

上げられることになった。

だが概して後になるにつれて、党に従がわない個々の黨員とかグループを除名するなどということは、最早実際には行なわれなくなった。たとえ次第次第に、たんに技術的な考慮位ではとても解決できないような政治的な相異が現われてきていたとしても、意見が相容れないにもかかわらずそしてまた党大会の決定に対して明確に違反しているにもかかわらず、それでも人は一つの党の内部でそれ以後も一緒に生活しつづけた。

こうしたことは、あるいは組織社会学的な諸現象と関連づけられるかも知れない。すなわち、一つの大衆政党へと成長したということは、その当然の結果として党や労働組合内部に広範な役員層を成立させ、更にはそれと比べれば小さくはあるが、有給の専従職員のグループをも成立させることとなった。こうしたグループは、その関心が組織の保存と保全という所に向けられている限りでは、一つの強固な停滞要因であった。だからかれらによる組織の絶対化という事態は、他方では今まで獲得してきた組織の状態を少しでも危険に陥れるかも知れないようなことすべてを阻止するということと、同時に進行したのである。

そしてまた修正主義論争もこうした関連の中で述べられねばならない。ベルンシュタインの『社会主義の諸前提と社会民主党の課題』（1899年刊行）は、まさにこの本が、社会民主党に対して「この党が現実にはすでに民主的—社会主義的改良党になっているのだから、この事実を認めようではないか」⁸と要請したがために、変化を認めたがらない社会民主党の党大会においてきびしく拒絶されたのであった。だがそれにもかかわらず、ベルンシュタインがかれの方法で解こうとした社会民主党の内部での理論と実践との間の亀裂は、一層明白に可視的になっていった。

1905年からのマッセン・ストライク論争⁹の間に行なわれた種々の議論は、オランダやロシアやオーストリアにおいて、大衆闘争というものが現実に初めてその成果を勝ちとった以上、それではこの党の現実とはかけ離れて理論的には一層展開させられた急進主義というものが、どうしたら実践面において現実

8. Eduard Bernstein, *Die Voraussetzungen des Sozialismus und die Aufgaben der Sozialdemokratie*, J. H. W. Dietz Nachf., Stuttgart, 1899, S. 167.

9. *Neue Zeit* 誌に載ったこのテーマについての主要論文は、今日新たに下記のような形で収集され利用され易くなっている。Antonia Grunenberg, Hrsg., *Die Massenstreikdebatte. Beiträge von Parvus, Rosa Luxemburg, Karl Kautsky und Anton Pannekoek*, Europäische Verlagsanstalt, Frankfurt a. M., O. J. [Copyright 1970]

に加入していた多くの党にとって、模範と見えたのは無理からぬことであったが——が可能であったのは、巨大な党のすべての部分的活動が、この党によって指導されている労働組合と首尾一貫して統一的な協力関係にあるということにあった。統一と連帯という思想は、社会民主党の中で、特に社会主義者鎮圧法下及びその後において、一つの決定的な役割を演じた。ただ唯一連帯し共同した政治行動によってのみ、ヴィルヘルムの帝制に対しプロレタリアートに与るの改善を勝ちとることが可能なのであり、それをもってより一層広汎な政治的アジテーションと行動のための諸前提が作り上げられることが可能になるのだ、という認識は、疑いもなく正しいものであった。にもかかわらずその発展の過程で、統一・連帯・階級闘争といった政治的カテゴリーは、次第に社会民主党の人集めの演説家達にとっての仰々しい飾り文句へとなくなってしまった。そしてそうしたカテゴリーは、社会民主党内部の政治的諸潮流がこれらの個有な政策を営なもうとする際にそれをカモフラージュするためのいわば雨露をしのぐ屋根のようなものへとなくなってしまった。

90年代の初めのエルフルトやベルリンの党大会での「青年派」の反対をめぐっての論争においては——エンゲルスにとってそれは、単に一つの「文士・学生造反」⁷であったが——知的で個人主義的な半アナキズム的な反対派に抗して党の統一を保持するということは、自明の政治的急務であった。そして「青年派」の不明確な二者択一的な考え方は、——たとえ部分的には正当な批判をもっていたにもかかわらず——貫徹されることもなかった。またこの組織の内部で価値ある支持を得ることもなかった。この反対派に対して彼らを党から追放するという党指導部の決定は、社会民主党の運動のこの段階においては（社会主義者鎮圧法という状況下での一つの合法的組織の枠内での運動ということだが）、正当なことと思われたに違いない。そして1902年にこの決定は再び取り

7. Friedrich Engels, „Brief an die Redaktion, 7. September 1890“, in: *Der Sozialdemokrat*, Nr. 37 (13. September 1890). これは、*Marx-Engels-Werke (MEW)*, Bd. 22, Berlin (DDR), 1963, SS. 68 ff. (マルクス・エンゲルス全集, 22巻, pp. 66-68) に復刻されている。「青年派」の反対については、Hans Müller, *Der Klassenkampf der deutschen Sozialdemokratie. Mit einem polemischen Nachwort: K. Kautskys Abenteuer in Zürich*, Verlags-Magazin (J. Schabelitz), Zürich, 1892; Franz Mehring, *Geschichte der deutschen Sozialdemokratie*, J. H. W. Dietz Nachf., Stuttgart, 1903, Bd. 4, SS. 328 ff. (Dietz Verlag, Berlin (DDR), 1960, SS. 676 ff.) を参照のこと。またエルフルト (1891) とベルリン (1892) の党大会の議論については、最近下記のものが出ている。Hans Manfred Bock, „Die ‚Literaten- und Studenten-Revolution‘ der Jungen in der SPD um 1890“, in: *Das Argument* 63, Jg. 13, SS. 22-41 (1971, H. 1/2).

ほぼ14倍以上の384,327名(1906年)³にまで増大した。しかもその数はその後の3年程の間に更に2倍の633,309名(1909年)⁴になり、1914年には1,085,905名⁵にまで達した。この急激な組織面での成長は、帝国議会選挙に際しての得票数の不断の増大の中にも現われている。すなわち社会民主党はその得票数を——1877年には493,288であったのに——3分の1世紀程の間に殆ど10倍にまで伸ばした。第一次大戦前の最後の選挙(1912年)の際には、4,250,399名の投票者をその得票数として獲得したのだった。⁶そしてこの党は帝国議会の中で110名の代議士をもった最強の議員団を形づくるまでに成長したのだった。社会主義者鎮圧法(1878—1890)にもかかわらず、また多種多様なその他の迫害やハンディキャップにもかかわらず、そしてまた誤った社会的な認知にもかかわらず、社会民主党はドイツ労働者のまさにその党へと発展していったのである。

この社会民主党は、当時の国家が労働者の価値を認めるのを拒んでいたのに対し、この労働者の価値を承認した。またそれは同時に教養のための機関であり「娯楽」機関でもあった(民衆劇場、スポーツ協会)。それはドイツ労働者のイデオロギー的故郷になった。そしてまた労働組合と党との密接な結合によって労働者は一つのしっかりした世界観を得、そこにおいてかれらは自分の客観的立場やその具体的労働について啓蒙されていった。労働組合は、たとえそれが今日の社会保障とは較べものにならないようなものであったとしても、労働者に対し労働現場である種の保証を約束したし、また労働災害の場合など労働者にその生活に対する要求を出すように世話をしたりした。すべての機関や組織は、労働者自身によって作り上げられ、かれら自身によって財政的に維持されていた。これは労働者自身の組織であったと言えよう。

こうした他に例を見ないような発展——ドイツ社会民主党が、第二インター

3. *Protokoll über die Verhandlungen des Parteitages der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands, abgehalten zu Essen vom 15. bis 21. September 1907*, Buchhandlung Vorwärts, Berlin, 1907, S. 19.
4. *Protokoll über die Verhandlungen des Parteitages der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands, abgehalten in Magdeburg vom 18. bis 24. September 1910*, Buchhandlung Vorwärts, Berlin, 1910, S. 19.
5. *Protokoll über die Verhandlungen des Parteitages der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands, abgehalten in Würzburg vom 14. bis 20. Oktober 1917*, Vorwärts-Buchhandlung, Berlin, 1917, S. 10.
6. *Monatshefte zur Statistik des deutschen Reiches*, Bd. XXXVII. (1879), 1. Teil, H. VI, Berlin, 1879, S. 34; *Statistik des deutschen Reiches*, Bd. 250, H. 2, Berlin, 1913, S. 7.

もしも人がワイマール共和国や連邦共和国の中からこれとは異なる他の例を抽出してきてそれをよく調べてみるなら、そこでの党建設の試みが再三再四挫折し、ほんの一時期にせよ「大衆」の中にそれらの新しい像がその地歩を築くことができなかつたということを知るであろう。それでは USPD の歴史研究に従事するなら、人はこうした挫折に対するなんらかの理由を見つけ出すことができるだろうか、そしてまたそうした理由があったとして、その理由は今日どのように解釈されるべきなのだろうか。

どのように言われようとも、1914年8月4日の社会民主党の帝国議会議員団（この言葉は、今後本文中では「フラクション」と訳出する機会が多い——訳者）による戦時公債賛成ということが、後の分裂の決定的契機であった。レーニンでさえも、社会民主党議員団のこの決定について報告を受けとったとき、最初は、それはドイツ軍部により巧妙にしくまれた偽の報道だと思った程だった。たしかに第二インターの中の最も強力な党にこのようなことができるなどとは信じられないことであつた。他のすべての国民的組織のお手本になるなどということが一体許されるだろうか。

しかしながらここでの主要なる到達目標は、1914年以後の何年間かに、社会民主党が当時の種々移り変る情況に対してどのような現実的な反応をしたかということに向けられねばならないだろう。もちろん第一次大戦以前の社会民主党の内部にも分化の傾向が続みとれるであろうが、しかし、1914年以後の主要な諸潮流や種々の連合・連立というものは、その起源を明確な形では戦前の社会民主党の中に求めるべきではない。戦前の分化傾向から戦後の情況へと明らかに多少の差こそあれ継続があるとするショースケのテーゼ¹は、今後更に証明が付け加えられることがあるとしても、現実のドイツ労働運動の内部ではそのほんの一部分についてしか妥当しない。そこでは多様で重要な連結リンクが十分には把握されていない。

1875年のゴータの統一大会において、そこに派遣されてきた代表団は全体として25,659人の黨員²を代表していた。その後の30年程で社会民主党の黨員は

1. Carl E. Schorske, *German Social Democracy 1905-1917. The Development of the Great Schism (=Harvard Historical Studies, vol. LXV)*, Harvard University Press, Cambridge, Mass., 1955.
2. *Protokoll des Vereinigungs-Congresses der Sozialdemokraten Deutschlands, abgehalten in Gotha vom 22. bis 27. Mai 1875*, Genossenschaftsdruckerei, Leipzig, 1875, 付表参照。

1. 前 史

ドイツ独立社会民主党 (USPD) は、ドイツ社会民主党 (SPD) との分裂後 1917年4月に創立され、種々様々な分裂・転変そして部分的結合の後、1922年には再び SPD と統合されドイツ統一社会民主党 (VSPD) となっていた。1975年になって、種々の党大会・全国協議会・統一大会——1920年12月の USPD (左派) とドイツ共産党 (KPD) との統一党大会及び1922年9月の SPD と USPD との統一党大会——の議事録や更には1923年4月からのレーデブアー・リークネヒトグループの諸会議の議事録が再版された。これらの資料は、若干のまだ評価が確定していないような問題 (インターナショナルへの加盟の問題、国民的組織の問題、暴力・テロの問題) について、これらを党内論争の詳細な像の中で検討することを可能にしてくれる。勿論、これらのプロトコールの中では、この労働者政党の成立条件といったものは決して十分には詳述されていない。しかしこれは別に怪しむべきものではない。USPD はすでに強力な社会民主党に対して明確に対立する立場に立っていたのであり、それとの論争の中から個々の USPD の党員達は、この新党の成立に対する背景とか前提といったものを携えてやってきたのだった。だから今日の読者のためには若干の説明が追加される必要があろう。

党大会のプロトコールは、その時その時の議論や認識の状況をそれぞれの正確な日付けをもって書きしるしている。しかしプロトコールからは知ることのできない党大会と党大会の間の期間等については、他のもので補充することが残されている。そしてもしこのようにして人がこの党の発展を、その時間的継続の中で知るようになれば、党大会での議論の前提であるとか政治的に乖離していく見解といったものが一層明らかになってくるだろう。我々が、それを党大会という所でどうしても検討しなければならないような種々の意見や考え方は、それぞれにそれらの個有な展開の歴史をもっているのである。だからここではまず大雑把に党全体——もっともその際、重要な地方的党派についてはやむなく顧慮を払わぬまま残してあるが——の政策を述べてみることから始めよう。このようにして USPD の詳細な歴史を書くための道を平らにすることができよう。

ドイツ労働運動の中で、USPD は——KPD とならんで——SPD から発展し——たとえ短期間であったにせよ——一つの大衆政党になっていった唯一の政党である。そしてこのことは、その党員数とか帝国議会選挙の成果といったものから明瞭に読みとられる。どのようにしてこうしたことが可能だったのか。

数派は分裂という事態をそれとして受けとめ現実的な方策によって少数派を追い落していく。そのために反対派は、何ら積極的に新しい綱領・党建設へのヴィジョンを持たぬまま、気がついた時には SPD 内での自分達の立場を奪われていた、ということになってしまっていたのである。

現実の労働運動内部での深刻なイデオロギー的対立そしてそれに伴う激しい大衆運動レベルでのヘゲモニー争いという所から新党への契機が与えられたのではなく、議員レベルでの主としてフラクション規制をめぐる対立が、逆に大衆レベルに波及していったというところに、SPD の分裂と USPD の創立という事態の特徴があると言えよう。戒厳令下という特殊事情を考える場合、議員特権に守られた議員団にしか発言の自由が認められず（これについてもフラクション規制により制限されていたとはいえ）、大衆運動レベルではそれができなかったが故に、こうした事態の進行は不可避であったのかもしれない。その上党員の多くが戦場に駆り出されており党大会を開くのも困難であったし、また党大会での自由な議論の保証もなかった以上、フラクション決定が党決定にならざるを得なかったというのも事実であろう。だが他方で、こうしたいわば客観的条件とは別に、反対派による新党建設への主体的条件といったものが何故成熟しなかったのかということへの素朴な疑問は残る。

著者は、SPD 内部では大戦直前になってもまだ、戦争勃発への明確な洞察がなかったと述べ、左派や中央派におけるこの見通しの甘さが、大戦勃発後の新しい状況（アンチ・ツァーリズム或いは大衆の戦争熱等々）下で、党指導のヘゲモニーを完全に右派に奪われることになったのだ、と説明している。ここから、左派あるいは中央派が多数派に対して常に後手に回るといった事態が生じ、その結果かれらは、自己の主体的条件について何ら成熟させることなく、多数派の政策に翻弄されながら、USPD 成立に至るとされるのである。

今の私に著者の主張を論評する資格はない。ただ、稚拙な訳文ではあるが、以下に紹介してみようと思うのみである。またこれは USPD 成立に至るプロセスの紹介であり、その後の発展・展開については、また稿をあらためて紹介していこうと考えている。